

Ⅲ 「各部の運営方針と目標」の達成状況

平成 21 年度

- 1 企 画 部
- 2 総 務 部
- 3 市 民 部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 都市整備部
- 7 水 道 部
- 8 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、①部の使命・目標に関する認識、②職員数、予算規模等の部の経営資源、③部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 21 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

企画部の 「運営方針と目標」の達成状況

企画部長兼都市再生担当部長 河野 康之
企画部調整担当部長 竹内 富士夫
企画部ユビキタス・コミュニティ推進担当部長 後藤 省二

企画経営室

財政課

秘書広報課

情報推進室

都市再生推進本部事務局

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営を目指した自治体経営の確立を図ります。
- 開かれた行政を目指して市政情報の積極的な提供を行うとともに、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して市内の効果的な政策形成への支援を図ります。
- ユビキタス・コミュニティの推進に取り組むとともに、市内情報の適切なマネジメントを確立します。

各課の役割

企画部は、企画経営室、財政課、秘書広報課及び情報推進室の4課に、平成21年度から都市再生推進本部事務局を加えて構成され、基本構想・第3次基本計画(第2次改定)に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政(予算・決算)、③行政評価、④行政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩全体調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成21年4月1日現在)

①職員数

■職員数

企画部職員 43人

■職員比率(正規職員)

企画部 43人 / 市職員 1,041人

→ 職員比率 約 4.1%

②予算規模

■予算規模

平成21年度企画部予算額

一般会計 9,634,412,000円

そのうち特別会計への繰出金、起債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 1,311,224,000円

実施方針

●経済危機等の「今ある危機」への対処に向けた総合調整の推進

世界的な経済危機等によって不安定かつ深刻な状況が続いていることから、市民生活から不安を取り除き安定した地域社会を創るために、国や東京都が進める不況対策事業の活用等も図りながら、市民及び市にとって必要とされる事業の推進に向けた総合調整を進めます。

●計画後期において市が取り組む戦略課題の推進

第3次基本計画(第2次改定)及び行財政改革アクションプラン 2010 等に基づき、計画期間の後期において、市が戦略的・重点的に取り組むこととした政策課題の推進を図るとともに、第4次基本計画等の策定に向けた検討を進めます。

●自治基本条例の定着と自治の推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。

また、自治基本条例と同時に施行された、男女平等参画条例の普及・啓発にもあわせて取り組みます。

●都市の更新・再生プロジェクトの推進

都市再生推進本部を中心に、平成 21 年3月に策定した「都市再生ビジョン」に基づき、老朽化した公共施設の今後の整備のあり方、既存公共施設の整備計画の見直し、市有地の有効活用のほか、市街地再開発事業や住宅・民間建築物における耐震化の促進など、環境保全や

経済性にも配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた着実な取り組みを進めます。

●地方分権の推進と創造的自治体経営の確立

自治基本条例で掲げた地方分権の推進を図るために、行財政における適切な政府間関係の確立が図られるよう、交付税不交付団体である基礎自治体の立場から積極的な取り組みを行います。

また、行政評価をはじめとしたマネジメント・システムの改革を進めるとともに、財政健全化法の施行も踏まえたストックとフローの適切な管理を行うなど、創造的な自治体経営の確立に取り組みます。

●三鷹ネットワーク大学事業を核とした民学産公の協働によるまちづくりの推進

NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との連携の中から、市民、教育・研究機関、事業者及び公共団体等との協働の取り組みを通じて、教育・研究機関等の知的資源を地域社会に提供することにより、多様な人財を育成するとともに、活力があり、豊かで安心できる市民生活を実現します。

●ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づく取り組みの展開

情報通信技術の活用による、くらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指して策定された「三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」に基づき、具体的な事業展開を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 都市再生ビジョンの推進(市民センター周辺地区整備に向けた基本プランの策定等)(都市再生推進本部事務局)

〈「施政方針」掲載事業〉

公共施設の整備・再配置に関する基本方針である「都市再生ビジョン」に基づき、東京多摩青果株式会社が所有する三鷹市場跡地の取得に向けて、市民センター周辺地区整備に関する基本プランを策定します。

また、都市再生推進本部を中心に、市内の全体調整を図りながら、個別プロジェクトの計画的な事業推進を図っていきます。

(目標指標:市民センター周辺地区における整備基本プランの策定を進めます。)

■達成状況■

市民センター周辺地区の土地利活用の方向性として「市民センター周辺地区整備に関する基本的な考え方」(平成21年9月)を取りまとめました。その後、施設概要や規模等についての検討を進めるとともに、利用団体等を対象とした団体ヒアリングやパブリックコメントを実施するなど、市民参加を図り、今後の土地利活用、整備の方針となる「市民センター周辺地区整備基本プラン」(平成22年3月)を策定しました。

また、市内での情報共有を図りながら、個別プロジェクトの事業化の可能性について多角的な検討を進めました。

2 第4次基本計画及び新たな行財政改革推進計画等の策定に向けた準備

(企画経営室)〈「施政方針」掲載事業〉

第4次基本計画等の策定に向けて、職員検討チームによる長期政策等の研究を行うとともに、三鷹ネットワーク大学との協働により市民参加や計画のあり方に関する調査研究に取り組み、計画策定に向けた方針を定めます。

また、新たな行政改革推進計画についても策定に向けて課題の抽出・検討を行い、策定方針

を定めます。

(目標指標:第4次基本計画等の策定に向けて、職員検討チームによる長期政策等の研究を行うとともに、三鷹ネットワーク大学との協働により市民参加や計画のあり方に関する調査研究に取り組み、新たな行財政改革推進計画とともに、策定に向けた方針を定めます。)

■達成状況■

三鷹まちづくり総合研究所の「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」の提言に基づき、「第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針」の策定を行いました。

また、職員による「将来構想検討チーム」では、年度内に最終報告案を取りまとめました。「三鷹を考える論点データ集」作成に向けては、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、内容等について検討・研究を行いました。

新たな行財政改革推進計画策定については、年度内に基本方針を策定し、「緊急課題」、「重点課題」を位置づけ、平成21年度中に取り組みを進めました。

3 市制施行60周年記念事業に向けた準備(秘書広報課・企画経営室)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成22年度に市制施行60周年を迎えるにあたり、これまでの三鷹市のあゆみについて評価・検証し、今後のまちづくりのあり方を展望する記念事業の実施に向けて、航空写真によるパネル作成等を行うとともに、記念図書の作成に着手するなど準備を進めます。

また、60周年記念事業と一体性やつながりのある事業等をイベントとして実施します。

(目標指標:記念事業の事業計画策定のため、市内に設置したプロジェクトチームにおいて更に検討を重ねるとともに、円滑な準備の進行を図るための連絡調整を行います。)

■達成状況■

記念事業の円滑かつ適切な実施に向けて、新たに記念事業推進本部を設置し、推進本部の下に記念式典実施委員会、記念事業推進委員会及び公募による若手職員を中心に構成する記念事業ワーキングチームを置き、全庁的な検討・実施体制の強化を図りました。同本部では「市制施行 60 周年記念事業実施方針」を定めるとともに、4つのプレ事業を実施しました。また、平成 22 年度に向けて記念事業の機運向上を図るため、三鷹のキャラクター「Poki(ポキ)」について、スタジオジブリの監修のもと着ぐるみを制作するとともに、新たに「三鷹PR大使」に任命し、事業での活用を行いました。また、統一ロゴマーク及び記念ピンバッジを制作するとともに、記念事業専用ホームページを開設するなど、市内外に向けた記念事業の周知・PR活動を行いました。

平成 22 年度は、各記念事業については、実施方針に基づき推進することとし、11月3日の記念式典は、円滑な実施に向けて、計画的な検討を進めます。また、記念事業ワーキングチームを中心に若手職員を積極的に活用し、式典をはじめとした各記念事業の柔軟かつ効率的な展開を図っていきます。

4 三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進事業の実施(情報推進室)

〈「施政方針」掲載事業〉

情報通信技術 (ICT) を活用し、市民がくらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指した「ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」に基づき、「親子安心システム」「地域 SNS」などの運用を継続するとともに、ナレッジネットワーク(みたかWiki・みたか教えてネット)のコンテンツの内容充実を図ります。

また、市民のさまざまな疑問や質問に対応できるよう、問い合わせの多い内容を集積・整理し、市民に情報提供を行うFAQシステムの導入を図ります。さらに、市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアの多機能端末において、住民

基本台帳カードの利用により証明書(住民票の写し及び印鑑証明書)の交付を可能とするシステムの構築に取り組みます。

(目標指標:「FAQシステム」及び「証明書のコンビニエンスストアでの交付」の検討・開発等、三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進事業を拡大します。)

■達成状況■

FAQシステムについては、平成 21 年 12 月よりシステムの稼働を開始しました。

コンビニエンスストアでの証明書交付システムについては、平成 22 年 2 月より稼働を開始し、同 3 月には 1 都 8 県での交付も始まり、高い関心が寄せられています。

親子安心システムについては、民間事業者によるサービス提供が継続実施されています。

地域 SNS については、アクセス数が 251 万件を記録するなど、継続して利用されています。

e-ご案内 (ICT を活用し、特定エリア内で施設案内等の情報を提供するシステム) については、民間事業者が三鷹ネットワーク大学との協働により実施したワンセグ放送配信システムの実証実験に協力しました。

5 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進 (企画経営室)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹ネットワーク大学との協働により、当大学のさらなる活用に向けた取り組みを推進します。平成 21 年度は、まちづくり総合研究所事業として第 4 次基本計画策定に向けた調査・研究を行うほか、地域再生計画(科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト)の推進等にも取り組みます。

(目標指標:まちづくり総合研究所事業として第 4 次基本計画策定に向けた調査・研究を行うとともに、地域再生計画を推進します。)

■達成状況■

平成 21 年度は三鷹ネットワーク大学内に「まちづくり総合研究所」を正式に設置しました。会員の大学等から 8 人の研究員の参加を得て、

「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」を開催、7月～12月の間に6回の研究会を実施し、翌年1月に市長に報告書を提出しました。

また、地域再生計画の科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクトの一環として、三鷹ネットワーク大学との共催で「三鷹の森 科学文化祭」を実施し、4,000人を超える参加を得ました。

6 「三鷹子ども憲章」の普及・啓発 (企画経営室)〈「施政方針」掲載事業〉

子どもたちが健やかに成長するためのまちの目標である「三鷹子ども憲章」の普及・啓発に努めます。教育委員会と連携を密にして小・中学校や地域における憲章に基づく取り組みの集中的な実践や表彰を通じてさらなる浸透を図ります。

(目標指標:小・中学校や地域等において、憲章の普及・啓発に向け重点的に取り組む強化月間(6月・11月)を設定し、優れた取り組みを表彰します。)

■達成状況■

平成21年度は、平成20年6月に制定した「三鷹子ども憲章」の普及のため、市立小中一貫教育校7学園が「子ども憲章」の7項目からそれぞれ1項目について「考える」「実践する」様々な取り組みを行いました。平成22年3月これら各学園単位の取り組みに対し、市長賞(1学園)、教育長賞(1)、優良賞(3)、努力賞(2)の表彰を行いました。

平成22年度は、児童・生徒による活動に加え、保護者や地域住民による活動等も視野に入れた幅広い普及、実践活動の展開を図ります。また、私立学校(幼稚園を含む。)に通う児童・生徒についても、啓発用カードを配布し、子ども憲章の普及を図ります。

7 「三鷹の森 科学文化祭(仮称)」の開催 (企画経営室)〈「施政方針」掲載事業〉

2009年が世界天文年であることを契機に、三

鷹ネットワーク大学と共催で「三鷹の森 科学文化祭(仮称)」を市制施行60周年記念イベントとして開催します。開催にあたっては、国立天文台をはじめとする三鷹ネットワーク大学に参加している教育・研究機関との連携を図るとともに、三鷹商工会やみたか都市観光協会との協働により取り組みます。また、「三鷹の森 科学文化祭(仮称)」を開催することにより、科学技術への理解増進、科学文化の醸成を図ります。

(目標指標:「天文台のあるまち三鷹」として天文学をメインテーマとした講座やイベント等を実施し、地域で科学を楽しむ文化の醸成に努めます。)

■達成状況■

「三鷹の森 科学文化祭」は、三鷹市と三鷹ネットワーク大学が共催で開催する、科学をテーマにした地域のイベントであり、8月18日(火)～11月14日(土)に開催し、20以上のイベントに4,000人を超える参加を得ました。平成21年度は三鷹市市制施行60周年記念イベントに位置づけて実施し、また、平成21年が世界天文年であることから、国立天文台との連携の中で「世界天文年2009 三鷹地域イベント」としても開催しました。

8 リニューアル後のホームページの検証 とキッズページの開設(秘書広報課) (「施政方針」掲載事業)

昨年度リニューアルした三鷹市ホームページについて、ウェブ・アクセシビリティをはじめとするユーザー評価及び職員に対するインタビューを行い、サイトの改善点や課題の把握に努めるとともに、これらの結果を職員に解説する研修を実施し、課題の共有及びページ作成の意識醸成を図り、各コンテンツの内容の充実ならびに品質の向上につなげます。

加えて、常に変化する利用者のニーズに応えるため、専門的な分析・知識に基づく助言、支援などを受ける仕組みを構築することにより、サイト全体の品質の維持、向上を図ります。

また、小学3年生程度を対象に、三鷹市や三

鷹市に関連する情報を分かりやすく、楽しく紹介するページ(キッズページ)を開設します。

(目標指標:ユーザー評価等の実施によるリニューアル後のホームページを検証し、キッズページの作成及び公開を行います。)

■達成状況■

ユーザー評価では、高齢者や目の不自由な方などに課題設定に沿ってホームページを使用してもらい、利用する上での問題点・課題点の把握に努めました。また、職員にインタビューを行い、ホームページ作成上の課題などについても検証を行いました。これらの検証結果をもとに、職員研修を実施し、課題の共有を図るとともに、ホームページの公開内容やホームページ作成システムを改善するなど、より使いやすいホームページの構築に努めました。さらに、ホームページの管理・運用に関する専門的な支援を受け、品質の維持・向上やその改善に努めました。

こうしたホームページの品質維持・向上の取り組みを継続して実施した結果、平成21年3月には、民間会社の調査で全国2位の評価を受けるとともに、トップページへのアクセス件数は、当初想定していた月平均約6万5千件を超え、毎月約14万件と大幅に増加しています。

一方、子どもを対象に三鷹市や市に関する情報を分かりやすく紹介するホームページ「みたかキッズ」を作成し、公開しました。公開する内容については、子どもだけでなく大人が見ても十分楽しめるよう工夫しました。

9 出版社との協働による「三鷹の魅力」の全国発信 (秘書広報課)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成20年度に引き続き、出版社との協働による「三鷹の魅力」を全国に発信する取り組みとして、月刊『東京人』の増刊号を発行し、全国の書店で販売します。今年度の特集は、2009年が世界天文年であることにちなみ、国立天文台を中心として、宇宙や天文学などについて取り上げます。

(目標指標:30,000部発行するとともに、このうち

25,000部について出版社の販路を通じ、全国の書店で販売していきます。)

■達成状況■

平成21年は「世界天文年2009」に当たり、国内で46年ぶりとなる皆既日食が7月22日に見られるなど、天文に大きな関心の集まる年でした。この年に、市内にある国立天文台などを特集する月刊「東京人」の増刊号を出版社と協働編集し全国で販売することにより、「国立天文台のあるまち、三鷹」を全国に発信することができました。書店での販売部数は平成21年度末で約1万冊となっており、今後も継続的に販売することで、三鷹の魅力を引き続き全国に発信していきます。なお、同誌の通常号ではなかなか取り上げられないことのない自然科学をテーマにした今回の特集は、「東京人」という雑誌にとっても新しい試みとなりました。

10 基幹系システムの次期構築方針の策定 (情報推進室)

〈「施政方針」掲載事業〉

基幹系システムの平成24年4月の更改に向けて、本年度は次期基幹系システムの構築に係る情報収集を行い、構築方針の策定及び調達仕様の検討を行います。構築方針の策定にあたっては、三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針で掲げている電子自治体化や、住民の利便性の向上、他の情報システムとの連携を可能にする地域情報プラットフォームの導入検討、データセンターやASPサービスの活用などを視野に入れながら、環境側面にも配慮した省エネルギー、管理・運営経費の削減を目指したシステムの全体最適化に取り組みます。

(目標指標:平成24年4月の更改に向けて、基幹系システムの見直しを行い、構築方針を策定します。)

■達成状況■

現行の基幹系システムに要する経費と比較して、トータルコストの縮小を可能とする構築方針を策定しました。

主要事業者に対して情報提供依頼(RFI)を

行い、要件適用度やコストの比較等を総合的に検討した結果、現行のパッケージソフトウェアを強化した最新版を使用することとしました。業務主管課とヒアリングを密に行い、カスタマイズの抑制を図っています。

また、マシン室の床荷重に関する調査を実施し、機器等の設置はデータセンターを用いず、自庁内で行うこととしました。

なお、本年度策定した構築方針に基づき、平成 22 年度より平成 23 年度にかけて構築業務を進めます。

総務部の 「運営方針と目標」の達成状況

総務部長 萩原 幸夫
総務部理事 瀬下 江二

総務部調整担当部長 佐藤 好哉

政策法務課
職員課
契約管理課
防災課
土地対策課
相談・情報センター

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
- 市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
- 市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
- 災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備とともに、地域や関係機関などとの連携・協力体制の整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 良好な地域環境を計画的に整備するため、

公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。

- 透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、土地対策課、相談・情報センターの6課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害から市民を守るための防災対策、⑦公共用地取得、⑧市民相談、⑨情報公開・個人情報保護など幅広い業務に取り組んでいます。

■ 2 ■ 部の経営資源（平成21年4月1日現在）

①職員数

■職員数

総務部職員 54人

■職員比率(正規職員)

総務部 54人／市職員 1,041人

→ 職員比率 約 5.2 %

②予算規模

■予算規模

平成21年度総務部予算額

一般会計 14,085,824,000円

(人件費9,928,933,000円を含む。)

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 4,156,891,000円

実施方針

●政策法務能力の充実強化

事務事業の企画立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施等により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実を図ります。

●職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化・嘱託化を進め、継続的に職員定数の見直しと適正配置を行いながら、本市の将来を担う人材となる職員の採用を行い、組織力向上を図っていきます。

また、完全一斉定時退庁日及び絶対退庁時間の継続的な周知・徹底により正職員の超過勤務縮減に取り組むとともに、職員の総合的な健康管理の推進に努めます。

●入札制度の改善

入札制度について継続した見直しを行い、透明性・競争性・公正性の向上を図るとともに、公共工事の品質確保を念頭においた入札制度の構築に取り組みます。

●広報・広聴機能の充実

FAQシステム(よくある質問と回答)を導入し、利用者の質問に迅速かつ的確に答えられる環境を整備します。

また、導入後の運用のなかで質問内容の更新や掲載にあたっての庁内調整、質問の傾向の分析などを通じて新たな項目の追加を行い、よりきめ細やかで役に立つシステムになるよう充実に努めます。

●災害時における連絡体制の整備

消防団の携帯電話のメール機能を利用した一斉配信システムを拡充し、災害対策本部員等の連絡体制の充実と災害時の緊急対応力の強化を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 FAQシステム(よくある質問と回答)の構築と運用(相談・情報センター) 〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市民や三鷹市に関心をもつ方を対象に、インターネットを通じて、さまざまな疑問や質問に対して、知りたい答えや必要な情報を素早く、的確に提供が行えるシステムを導入します。

また、職員の市役所サービス全体の情報共有につなげることにより、電話での問い合わせ等にもワンストップで答えられる環境をつくり、市民サービスの向上につなげます。

(目標指標:FAQシステムに対して、いつでも自由にアクセスしていただくことにより、利用者自ら

が知りたい情報を簡単に入手し、問題解決できるようにします。アクセス件数は月 2,500 件<平成 21 年度は半年間で 15,000 件>を目標とします。)

■ 達成状況 ■

FAQシステム(よくある質問と回答)は、パソコン版が 12 月 25 日から、携帯版が 2 月 12 日から稼働を開始しました。コンテンツ数は約 1,850 件を登録し、アクセス数は稼働開始から 3 月末までの間に月約 5,300 件を数え、多くの方々に利用されています。満足度アンケートでは 73%の方が「役にたった」と評価しています。

次年度以降は、コンテンツ数や内容の充実を図り、市民サービスの向上につなげます。

2 入札制度の改善

(契約管理課)

入札制度については透明性、競争性、公正性等の向上を図るため、継続して必要な見直しを行います。また、平成 21 年度は公共工事の品質確保を念頭においた入札制度の構築に取り組み、さらに優れた公共調達の実現に努めます。

(目標指標:総合評価による入札実施要領等の策定及び総合評価による入札の試行)

■ 達成状況 ■

公共工事の品質確保への取り組みとして、総合評価一般競争入札を導入すべく「三鷹市総合評価方式実施ガイドライン(試行版)」を策定しました。平成 21 年度は実施に至りませんでした。平成 22 年度には実施を予定しています。

3 防災関係情報システムの整備

(J-ALERT、職員参集システム)

(防災課)〈「施政方針」掲載事業〉

防災行政無線を通じて、地震等の緊急情報を住民に直接伝える全国瞬時警報システム(J-ALERT)を導入し、災害発生時に市民に対し警報を出して防災行動を喚起し、市民の防災対応力の強化を図ります。

また、消防団の携帯電話メール機能を活用した一斉配信システムを拡充し、災害対策本部員等の連絡体制の充実及び災害時の緊急対応力の強化を図ります。

(目標指標:全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入に際しては、創設が予定される補助金等の活用を図り、市民の防災対応力の強化を図ります。また、消防団司令システムを拡充し災害対策本部員等の連絡体制の充実強化及び緊急対応力の強化を図ります。)

■ 達成状況 ■

全国瞬時警報システム(J-ALERT)は、平成 21 年度途中に創設された東京都防災情報通信設備事業交付金の交付決定を受けました。同交付金は、主要装置の設置が要件であり、その供給が平成 22 年9月以降となると国から示され

たため、同整備事業費の全額を繰越明許とし、主要装置が供給され次第、整備することとしました。

職員参集システムは、災害対策本部本部員及び各班班長等を対象に、携帯メールによる送達確認及びアンケート機能が可能なシステムを構築しました。これにより災害対策本部の災害時緊急対応力の強化を図ることができました。

4 家具転倒防止器具の設置普及

(防災課)〈「施政方針」掲載事業〉

地震による家具の転倒から市民の生命財産を守るため、家具転倒防止器具の設置普及事業を実施します。

(目標指標:市民への家具転倒防止器具設置の普及・促進を図ります。(市長会全額補助による3年間の継続事業))

■ 達成状況 ■

本事業は、配布予定数を 1,300 件としていましたが、予想を大幅に上回る申込みがあり、最終的な申請受理数は 2,809 件となりました。

配布数については、取付のための委託料を器具購入のための費用に充当するなど、予算の執行方法を工夫し、できるだけ多くの世帯に配布した結果、2,086 件(うち取付 247 件)となり、最大限の器具の普及・促進を図ることができました。

5 消防団詰所の整備(耐震化 100%の達成)

(防災課) 〈「施政方針」掲載事業〉

消防団第一分団詰所については、用地を取得した上で建替えし、耐震化による消防団の防災力の強化を図ります。

また、警察や市役所のパトロールカーが立ち寄る安全安心ステーションを設置し、安全安心のまちづくりを推進します。

(目標指標:第一分団詰所の建替えにより消防団詰所の 100%の耐震化による防災力の強化(防火貯水槽 60m³の設置)と安全安心のまちづくりを推進します。)

■ 達成状況 ■

防火貯水槽 60m³を整備するとともに、警察のパトロールカーや市役所の安全安心パトロールカーが立ち寄ることができる安全安心ステーションスペースを確保するなど、防災・防犯の両面で地域の安全安心に寄与する消防団詰所を整備することができました。これにより市消防団 10 箇分団全ての詰所が耐震化されました。

6 定額給付金等支給事業の適正な執行 (定額給付金等実施本部事務局)

景気後退下での市民の不安に対処するため、市民への生活支援を行うとともに、あわせて市民に広く支給することにより、地域の経済対策に資することを目的として定額給付金を支給します。

また、現下の厳しい経済状況に鑑み、多子世帯の幼児教育期における子育てを支援することを目的として子育て応援特別手当を支給します。

なお、定額給付金をひとつの契機として「寄付が生み出すまちづくり」を推進する市民意識の醸成を図ります。

(目標指標:10 月までに8万8千世帯への定額給付金等の支給を実施し、今年中の事業完了を目指します。また、定額給付金をひとつの契機として、まちづくりを推進する寄付の募集を行います。)

■ 達成状況 ■

10 月1日に申請の受付を終了し、12 月末までに支給事業を完了しました(供託案件1件を除く。)。支給世帯数は、86,076 世帯で支給率は95.9%(東京都の平均値 95.8%)でした。また、寄付については、4件でした。

7 戦略的視点に立った職員定数の見直し・適正配置 (職員課)

職員定数の見直しと職員の適正配置を行いながら、民間企業や他自治体との競合を考慮して、計画的・効果的な職員採用試験を実施するとともに、再任用職員の適正配置を進め、組織力の維持向上を図ります。

(目標指標:職員定数見直しのヒアリングを実施し、適正な職員定数を設定するとともに、組織力の維

持向上に必要な職員の採用と再任用職員の適正配置を行います。)

■ 達成状況 ■

業務の見直し・委託化等により職員定数の適正化を進め、平成 22 年4月に、職員定数の更なる減員を図りました。

職員採用においては、例年実施している採用試験説明会に加え、個別相談会を実施し、受験希望者に対してきめ細かな情報提供を行うとともに、職員数の少ない年齢層の補充のため、経験者採用試験(一般事務職)を実施し、組織力の向上を図りました。また、より優秀な人財の確保を図るため、1次試験合格者に対して、2次面接前に履歴書等を提出させ、その場でエントリー審査を行い、人物重視の試験を実施しました。

8 各種市民会議、審議会等の活性化 (職員課)

市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、委員の公募等の実施、男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を周知徹底します。

また、委員の選任状況を各職場に情報提供するとともに、審議会等の公募等の方法や運営方法に関するマニュアルを作成し、引き続き、各審議会等の更なる活性化に向けた検討を行っていきます。

(目標指標:審議会等の公募等の方法や運営方法に関するマニュアルを作成し、各職場に周知します。全庁的に基準の周知を行うとともに、公募等枠設置可能な審議会等における公募等枠設置比率約 90%、女性委員比率約 40%を目指します(行政委員会等を除く。))

■ 達成状況 ■

各種審議会等委員の公募枠等拡大のため、「基準」を周知し、徹底を図るとともに、各種審議会等委員の選任状況を調査・把握しました。また、各種審議会等の委員の名簿を全庁に公開し、所管部署が各種審議会等の委員候補者が他の委

員と兼任していないかを事前に確認できるようにしました。

審議会等の公募等の方法については、まちづくり総合研究所の報告書を踏まえ、無作為抽出による一括募集方式を採用する方針としたことから、同方式による公募の方法を検討し、実施概要(案)を定めました。会議の運営方法に関するマニュアルについては、引き続き作成作業を進めています。

平成 21 年度の取り組みにより、平成 22 年度当初の公募枠設置比率は 80.8%、女性比率は 34.6%となりました(行政委員会を除く。)

9 新基本方針による指定管理者の評価の実施(政策法務課)

平成20年10月に定めた「三鷹市指定管理者制度運用の基本方針」に基づき、本年度中に概ね2～4回程度指定管理者の中間評価を実施し、管理経費の節減と利用者満足度の向上等を目指します。

なお、本年度終了後、平成 22 年7月頃までに、本年度の全体評価を3段階で実施する予定です。

(目標指標:指定管理者が管理する公の施設の特性に応じた中間評価シートを作成し、効果的かつ効率的な評価を行います。)

■ 達成状況 ■

指定管理者が管理する公の施設の特性に応じた中間評価シートを作成するに当たり、他の自治体の評価制度の把握・分析を行うとともに、庁内の公の施設を所管する各部署との打合せを行い、評価の趣旨や方法などについての意識・情報の共有化に努めました。作成された中間評価シートに基づき、中間評価を実施していくことにより、公の施設の管理経費の節減と利用者満足度の向上等を図っていく制度上の仕組みが整備できました。

なお、平成 22 年度は、平成 21 年度の全体評価を実施するとともに、評価結果の公表を行う予定です。

10 職員のメンタルヘルスを含む総合的な健康管理の推進(職員課)

職員が健康で職務に従事できるように、メンタル面や身体面でフォローが必要と判断した職員には、保健指導に必要な時間の確保などフォロー体制を整備し、積極的に保健指導を行います。

また、引き続き、メンタルヘルスの取り組みを進めるとともに、健康づくりに関する情報提供を行い、職員の健康への意識を高めていきます。

(目標指標:メンタルヘルスチェックの受診率や定期健康診断で要医療になった職員の医療機関等の受診率を上げます。)

また、メンタルヘルスチェックでストレス度が高かった職員や定期健康診断等の結果で一定基準を超えた職員、35歳の節目の健診を受けた職員には、主治医の有無にかかわらず保健指導を行い、職員の健康意識を高める働きかけを行っていきます。)

■ 達成状況 ■

定期健康診断等において、「要医療」とされた職員に対して、医療機関の受診勧奨など積極的な保健指導を産業医と連携して行いました。

また、メンタル面では、メンタルヘルスチェックを実施し、高ストレス者に対しては、保健師が個別に面接を行うことによって、メンタル面での不調を早期に発見し、その後の的確なフォローにつなげることができました。

引き続き、メンタル面や身体面でフォローが必要と判断された職員に対するサポート体制の更なる向上に努めます。

市民部の 「運営方針と目標」の達成状況

市民部長 高部 明夫

市民部調整担当部長 桜井 英幸

市民課

市民税課

資産税課

納税課

保険課

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 効率的で開かれた21世紀型自治体の構築を目指す中で、窓口サービスを中心とした市民満足度の向上に向け、さらなる行政手続きの電子化を含め、より質の高い市民サービスを提供します。
- 効率的な自治体経営の実現の基盤となる財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の確保に努めます。
- 医療制度改革に伴う長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の着実な運営を図るとともに、特定健康診査・特定保健指導をきめ細かく実施します。

各課の役割

- 市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①4か所の市政窓口を含めた各窓口での市民サービスの提供、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税の収納業務、④国民健康保険・長寿医療(後期高齢者医療)業務を行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成21年4月1日現在)

①職員数

■職員数

市民部職員 134人

■職員比率(正規職員)

市民部 134人 / 市職員 1,041人

→ 職員比率 約 12.9%

②予算規模

■予算規模

平成21年度市民部予算額

一般会計 2,001,627,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 451,001,000円

国民健康保険事業特別会計

16,264,950,000円

老人医療特別会計 15,280,000円

後期高齢者医療特別会計

2,956,362,000円

■ 3 ■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

- 窓口サービス等に対する市民満足度の向上に向けた取り組みをさらに推進します。
- 市の財源の根幹をなす市税収入の把握と確保を図ります。
- 国民健康保険財政の健全化と収納率の向上を図ります。
- 市民サービスの拡充のため、コンビニエンスストアでの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付が可能となるよう事業展開を図ります。
- 地方税電子申告システムを導入することにより、申請者の利便性の向上及び課税事務の効率化を図ります。
- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の着実な運営を図ります。
- 特定健康診査・特定保健指導の適正な実施を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 窓口サービスの向上

(市民部各課)

市民課では、従来より庁内システムを活用した「総合窓口」としての機能を高め、来庁市民への窓口サービスの向上に努めてきました。システム等の一定の整備が図られた中、今年度は特に窓口業務における職員の接客対応の向上を図るため、市民部全体での接客等研修を実施するとともに窓口呼出しシステムの設置・改善を図り、より快適でスムーズな窓口対応ができる環境整備を行い市民満足度の向上を目指します。あわせて市民満足度の検証を行うため、市民満足度調査を実施します。

(目標指標:職員の対応に関する満足度については、92%台を目指します。)

■ 達成状況 ■

窓口サービスの向上を図るため、市民部全体での接客等研修を12月に実施するとともに、窓口呼出しシステムの改善等を行い、よりスムーズな対応ができるように環境整備を行いました。市民満足度については、調査の結果、91.3%で前年よりやや下がったものの高い水準を維持しました。

2 市税収入の把握と確保

(市民税課、資産税課、納税課)

厳しい経済状況の中で市財政の健全性を維持するため、市歳入の根幹である市税収入を的確に把握するとともに、収納率の一層の向上を図り、市税収入の積極的な確保に努めます。

(目標指標:市税収入の把握について精度を高めるとともに、市税収入の一層の確保に努め、予算達成率100%を目標とします。また、現年課税分の市税収納率については、98.3%を目指します。)

* 予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100

■ 達成状況 ■

現年課税分の市税収入額については、当初予算と比較し、個人市民税で2億4千万円の減、法人市民税で2億2千万円の減、市たばこ税が1億8千万円の減となり、固定資産税は2億3千万円の増となりました。現年課税分及び滞納繰越分をあわせた市税収入全体では、当初予算と比較して3億9千万円の減となりました。当初予算達成率は98.9%となり目標よりも1.1%下回り、また、現年課税分の市税収納率は98.1%となり目標よりも0.2%下回ることとなりました。

今後とも、景気の動向や企業の業績の情報収集を行い、市税収入をより正確に把握するよう努め、口座振替の拡大等納付機会の条件整備を一層進めます。また、丁寧な納税相談を実施することにより収納率の向上に努めていきます。

3 国民健康保険財政の健全化と収納率の向上（保険課）

国民健康保険の健全運営を目指し、収納率の向上と保健事業を充実し医療費の適正な支出を図ることにより、一般会計からの繰入金の削減に努めます。

また、新しく始まる高額介護合算療養費について、広報等を通じ市民に分かりやすく説明していきます。

（目標指標：現年課税分の国民健康保険税収納率については、91.5%を目指します。）

* 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

■ 達成状況 ■

現年度課税分については、納税意識の高い後期高齢者が後期高齢者医療制度へ移行した影響等により、収納率は昨年比 0.6 ポイント低下しました。また滞納繰越分については、滞納処分を厳正に行いましたが、22.9%の収納率で前年度実績にやや及びませんでした。高額介護合算療養費については、個別通知の時期がやや遅れましたが、広報等により案内に努めました。平成 22 年度からの保険税の改定については、均等割額及び課税限度額を引き上げ、繰入金の抑制を図るとともに、均等割額については、国の基準が平成 22 年 4 月から緩和されたことにより、低所得者に配慮した軽減措置の拡大を行いました。

4 コンビニエンスストアでの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付（市民課）

〈「施政方針」掲載事業〉

住民基本台帳カードによるコンビニエンスストアでの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を可能とし、市民の利便性の向上を図ります。

また、住民基本台帳カードの多目的利用による

普及拡大を図るとともに、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付に向け検討します。

（目標指標：コンビニエンスストアでの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を可能とします。）

■ 達成状況 ■

平成 22 年 1 月 4 日より、住民基本台帳カードの交付手数料を無料とし、同時に多目的利用のカードの交付を開始しました。

平成 22 年 2 月 2 日からは、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を三鷹市内のセブン-イレブン 2 店舗で先行開始しました。同年 3 月からは、関東 1 都 6 県及び山梨・福島県に交付地域を拡大しました。

住民基本台帳カードの交付率は、平成 22 年 3 月末現在 5.28% となっており、無料交付開始前の平成 21 年 12 月末の 3.16% と比べて飛躍的に伸びました。開始時は、予想以上に短期間に申請が殺到しましたが、特設受付窓口及びコールセンターを設置することにより、混乱を生じないよう適切な対応に努めました。

5 地方税電子申告システムの導入

（市民税課）〈「施政方針」掲載事業〉

社団法人地方税電子化協議会が提供する地方税電子申告システムを利用し、法人市民税・事業所税の申告に係る諸手続きの電子化を行い、納税者・申告者の利便性の向上と課税事務の効率化を図ります。

（目標指標：基幹系システムの修正及び審査システムの導入により、法人市民税・事業所税の電子申告を実施します。）

■ 達成状況 ■

納税者・申告者の利便性のさらなる向上のため、法人市民税・事業所税のほか、給与支払報告書を加えた審査システムを導入しました。システム導入の結果、平成 21 年 12 月から平成 22 年 3 月までの電子申告の実績は、法人市民税と事業所税をあわせた利用率（対法人数・事業所数）が 4.3%、給与支払報告書の利用率（対給与支払報告案件数）が 1.9% となりました。

6 長寿医療制度(後期高齢者医療制度) の着実な運営(保険課)

平成 20 年4月から開始された「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」の運営にあたり、市の役割である①保険料の徴収、②保険証の引渡し、③加入や資格喪失の届出の受付、④各種申請の受付、⑤葬祭費の支給事務、⑥保健事業の推進等着実な運営を推進するとともに、更なる広報による周知及び丁寧な相談に努めます。

(目標指標:制度運営の着実な実施)

■ 達成状況 ■

本制度は、平成 20 年4月に創設され、当初は混乱もありましたが、制度開始2年目となる本年度においては円滑に実施することができました。平成 20 年度の年度途中で講じた保険料の軽減措置により、本年度において保険料の徴収方法が変更となるものもありましたが、その説明を丁寧に行いました。また、高額介護合算療養費の支給申請については、国のシステム構築により個別通知の時期がやや遅れましたが広報等により案内に努めました。

7 特定健康診査・特定保健指導の着実な 事業推進(保険課)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年度から保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられました。特定健康診査の実施開始時期を昨年度より1か月早め、全体実施期間を1か月延長します。

また、特定健康診査の実施率の向上のため、特定健康診査の未実施者に対するの勧奨に努めます。

(目標指標:特定健康診査の実施率 48%、特定保健指導の実施率 27%を目指します。)

■ 達成状況 ■

当初予定通り、特定健康診査の実施開始時期を昨年度より1か月早め6月から実施とし、全体の実施期間を1か月拡大して実施しました。また、受診率向上のため広報等を通じ制度と受診の周知に努めるとともに、受診勧奨はがきを未受診者に

郵送しました。特定健康診査の受診率は 49%(平成 22 年5月現在速報値)で目標値を達成することができました。

また、特定保健指導については、健診後6か月後に完了となるため、平成 21 年度の結果は確定していませんが、平成 20 年度の実施率が 11.4%であり、平成 21 年度においても初回参加率は高いものの2回目以降減少する傾向は変わらず、目標達成は困難な状況です。今後、実施率向上に向けて実施方法について、医師会と検討していきます。

生活環境部の 「運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 藤川 雅志(～平成 21 年 12 月)・高畑 智一(平成 22 年 1 月～)
生活環境部調整担当部長 清水 富美夫

コミュニティ文化室

環境対策課

ごみ対策課

生活経済課

安全安心課

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした快適なコミュニティの形成やNPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。
- 商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。
また、消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化室、環境対策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の振興②環境保全・公害防止の施策の推進③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進⑤安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成 21 年 4 月 1 日現在)

①職員数

■職員数

生活環境部職員 51 人

■職員比率(正規職員)

生活環境部 51 人 / 市職員 1,041 人
→ 職員比率 約 4.9%

②予算規模

■予算規模

平成21年度生活環境部予算額
一般会計 6,091,245,000円

実施方針

●協働型まちづくりの推進と芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進し、さらに芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」を目指し、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進していきます。

●環境保全の推進

環境問題は市民生活のなかで複雑、多様化しています。市民の快適な環境を保全するための公害対策に加えて、地球温暖化防止など地球環境問題に対する足元からの行動としての省エネルギー対策事業や、クリーンな新エネルギーの有効利用に積極的に取り組んでいきます。

また、環境安全都市の実現に向けて、本庁舎等の環境マネジメントシステム(EMS)によるISO14001 認証の更新、公設公営施設の簡易版EMSの運用、さらに学校版EMSの調査、検討を行います。

●ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対

応した適切なごみの減量・資源化を推進します。

また、循環資源のリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めていきます。

●産業振興と生活者支援

昨今の厳しい景気動向にも留意しながら、緊急不況対策・緊急雇用創出事業の実施など、雇用確保や就労支援に努めるとともに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

また、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で価値創造都市型産業及び都市型農業の振興を図るとともに観光まちづくりを推進します。

●安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 緊急不況対策・緊急雇用創出事業の拡充(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

景気低迷の中、中小企業向け支援としては、既存の融資あっせん制度や緊急不況対策として平成20年12月に拡充した無利子融資あっせん制度事業の活用を引き続き促進します。

また、都の緊急雇用創出区市町村補助金や国

の雇用関連事業を迅速に活用し雇用を創出するとともに関係機関との連携による労働行政の充実を図り、市民の就労を支援します。

(目標指標:市の中小企業等融資事業の活用事業所数約500社、緊急雇用創出区市町村補助金活用による雇用創出規模4,000人日以上、就職面接会による就職者数15人、就職支援セミナー等参加者数約900人を目指します。)

■ 達成状況 ■

事業融資の申請は、年間のあっせん件数 475 件、実行件数 377 件で、昨年度と比べると、やや落ち着いた傾向を見せていますが、引き続き事業を周知するとともに、状況を見守っていく必要があります。

緊急雇用については、庁内の各部課と連携し、当初に予算措置した都の制度のほか、国の制度の開始や拡充に対応するため、補正予算を組み実施した結果、目標を上回る 131 人の新規雇用を創出することができました。

また、就職支援セミナーの参加者は、634 人と目標に届きませんでした。就職面接会では目標を超える 40 人の求職者が就職することができました。

2 家庭系ごみの減量・有料化の実施

(ごみ対策課) <「施政方針」掲載事業>

平成 20 年 3 月に策定したごみ処理総合計画 2015 に基づき、ごみ減量・資源化の取り組みを推進するため、ごみ処理の現状、減量・分別の方法やリサイクルの流れ等を分かりやすく広報・ホームページへ掲載し、情報の提供に努めます。平成 21 年 10 月 1 日実施の家庭系ごみの有料化については、市民向け説明会の開催、広報・パンフレットの全戸配布などの啓発活動により市民への周知に努めるとともに、ごみの出し方指導や不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施することにより、円滑な導入を図ります。

また、その収入を原資としてより積極的なごみ処理施策(集団回収事業の拡充等)や広範な環境施策の拡充を進めます。

(目標指標:市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を 4 回実施します。また、ごみ減量・リサイクルの必要性に関するごみ処理情報を公開するとともに 家庭系ごみ有料化の実施により可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 19 年度比 4% 減量を目指します。)

■ 達成状況 ■

家庭系ごみの有料化については、延べ 102 回

に及ぶ市民向けの説明会の実施、5 月と 8 月の 2 回のごみ対策広報特集号の発行、指定収集袋お試しセットや、パンフレットの全戸配布などの啓発活動により市民への周知に努めました。また、10 月 1 日よりごみの出し方指導や不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施することにより、円滑な導入を図ることができました。

市民参加により、前年に引き続きごみ減量キャンペーンを 4 回実施しました。また、2 月の中旬に家庭系ごみ有料化による有料化実施後 3 か月の減量効果等を広報・ホームページに掲載し、情報の提供に努めました。家庭系ごみ有料化の実施により可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 19 年度比 7.3% の減量になりました。

3 環境基金の活用と拡充(環境対策課)

<「施政方針」掲載事業>

新エネルギーの導入やごみの減量・資源化など、環境保全及び高環境の創出に向けて一層取り組みを進めることとし、家庭系ごみの有料化も踏まえつつ、環境基金の積立金を増額して市民等が行う環境活動への助成事業の新設・拡充等に活用します。

(目標指標:新エネルギー導入をはじめとする先導的環境活動やごみの減量・資源化に向けた活動など、市民等が行う環境活動への助成事業を新設・拡充します。)

■ 達成状況 ■

太陽光発電等の新エネルギー導入をはじめとする先導的環境活動に対する助成事業の拡充を図るとともに、平成 21 年 10 月には、高効率給湯器導入助成事業を新設しました。新エネルギー導入助成事業では、89 件、高効率給湯器導入助成事業では 100 件の助成を行い、市民等が行う先導的な環境活動を支援することができました。環境活動事業助成事業は、環境基金活用委員会において、制度の見直しを図り再募集したところ、1 件の申請があり、審査の結果、助成金の交付を行いました。

また、ごみの減量・資源化活動の推進のため、

家庭用生ごみ処理装置等購入費に 179 件、地域の団体(215 団体)が集団回収した資源物 3,856t に対して助成を行うなど、支援を図りました。

4 市内商店街活性化事業の推進 (生活経済課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 19 年3月議会で議決された「三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会連合会と商工会が協働して実施する 10%プレミアム付市内共通商品券事業を平成 20 年度に引き続き支援します。

また同時に地域の商店会、商店会連合会、商工会への加入促進を図り、市内商店街及び地域社会の活性化を図ります。

(目標指標:共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び地域の商店会・商店会連合会・商工会の会員増加を目指します。)

■ 達成状況 ■

共通商品券は、当初、発行額面2億2千万円で予定されていましたが、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、額面3億3千万円の発行となりました。事業への参加店舗数は 731 店舗で、昨年より 116 店舗増加しました。また、今年度は、少しでも多くの市民が購入できるよう、実行委員会での検討により、販売店舗数の拡大、1人当たりの購入限度額の減額などが工夫されました。参加大型店も1店舗増加し、15 店舗となったほか、商品券事業への参加を機に、商工会に 22 事業者が新規加入するなど、地域の連携や組織強化なども推進されました。

5 絵本館プロジェクトの推進(コミュニティ文化室)〈「施政方針」掲載事業〉

絵本を通して子どもたちが豊かに成長することを目指す「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の特色ある地域拠点として、国立天文台内に整備した「三鷹市星と森と絵本の家」を7月にオープンし、国立天文台との連携及び市民との協働により運

営します。

また、引き続き子どもと絵本をつなぐ地域の活動に携わる担い手の育成と活動定着に取り組み、市内全域でプロジェクトを推進します。

(目標指標:国立天文台・市民との協働により星と森と絵本の家の特徴ある運営に取り組みとともに、地域の担い手の育成を行います。)

■ 達成状況 ■

平成 21 年7月7日に「三鷹市星と森と絵本の家」がオープンし、平成 22 年3月末までの9か月間で 21,154 人の来館者を記録しました。子ども自身の興味に導かれる主体的な学びの場として、また、子どもから大人までが科学や芸術に親しむ身近な入り口として、「星」「森」「絵本」「家」にかかわる特色を生かした絵本展示やさまざまな活動を行っています。多数のメディアにとりあげられ、全国各地からの来館者を迎えました。10 月に発足した「星と森と絵本の家フレンズ」(約 60 人)や、1月に始まった「庭づくりプロジェクト」(約 90 人)、近隣のおおさわ学園の小学生のジュニアスタッフ(約 20 人)などが担い手として活躍しています。

また、今年度は井の頭地域で新たな担い手の養成講座を開催するとともに、各地域で活動するグループ間の交流を深めました。

6 新ごみ処理施設の整備(ごみ対策課) 〈「施政方針」掲載事業〉

ふじみ衛生組合を事業主体として、平成 20 年3月に策定した新ごみ処理施設整備実施計画に基づき、事業の推進を図ります。施設整備においては公設民営方式による事業者の選定業務を進めます。

また、平成 22 年度からの工事着手に向けて、環境影響評価書を作成するとともに並行して都市計画変更手続きを進める一方、粗大施設・管理棟等の解体や土壌汚染調査など施設の平成 25 年度の稼働を目指し取り組みを進めます。

(目標指標:環境影響評価書を作成し、新ごみ処理施設の平成 25 年度稼働を目指します。)

■ 達成状況 ■

ふじみ衛生組合を事業主体として、平成20年3月に策定した新ごみ処理施設整備実施計画に基づき、事業の推進を図りました。施設整備においては公設民営方式により事業者を選定しました。

また、環境影響評価書を作成し、公示するとともに、都市計画変更の決定を行いました。

7 安全安心まちづくり事業の普及拡大 (安全安心課)〈「施政方針」掲載事業〉

安全安心の取り組みの成果は、着実な事業の推進により、刑法犯罪発生件数の減少として現れてきています。

その上で、さらなる事業の展開を図るため、生活安全推進協議会での協議を進め、今まで取り組んできた安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充し、安全安心パトロール車の貸し出しの拡大に取り組めます。

また、子どもの安全対策として親子による地域安全マップづくりや子ども向け防犯ショーを開催し、ICTを活用した安全安心メールの普及を図るなど、安全で安心なまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

(目標指標:安全安心・市民協働パトロール員数1,700人、犯罪発生件数5%減を目指します。)

■ 達成状況 ■

本事業の取り組みの成果は、年々犯罪発生件数の減少として現れていますが、活動が停滞、下火にならないよう、地域の各団体との情報交換や懇談会を積極的に開催しました。

安全安心の取り組みでは、防犯設備整備事業補助により三鷹台商店会周辺地区において、5か所11機の防犯カメラを設置しました。

子どもの安全対策として、2月に子ども自身の防犯意識の向上を目的とした「セサミストリート防犯ショー」を、350人(親子)の参加者を得て開催しました。

また、三鷹市地域安全マップの改訂についても、東京都の緊急雇用創出事業補助金を活用して実施しました。

取り組みの結果、パトロール参加者は1,595人、

ボディパネル装着車は649台、安全安心メール登録者は9,163人に拡大され、平成21年中の市内の犯罪発生件数は、1,890件(前年比3.2%減)と、平成20年度をさらに下回りました。

8 みたか都市観光協会との連携による 観光振興事業の推進(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成19年4月2日に設立され、平成20年8月にNPO法人となった「みたか都市観光協会」について、同協会の「みたか観光案内所」の運営体制の強化、同協会が行うイベント・講座の開催、マップ制作、姉妹・友好市町村等交流事業、太宰治顕彰事業等への支援を行います。

また、市が主催する三鷹の森アニメフェスタの企画、運營業務を委託し、市内の観光振興を推進します。

(目標指標:協会が実施する事業及びみたか観光案内所の円滑な運営を支援していきます。)

■ 達成状況 ■

今年度から、臨時職員の嘱託職員への切替えなど、職員体制の強化を支援したほか、姉妹友好市町村等交流事業、三鷹の森フェスティバル、三鷹「通」養成講座、三鷹の森アニメフェスタ、観光マップの作成、街中コンサートの実施など、予定していた主催事業や市からの受託事業が実施されました。

みたか観光案内所への来訪者は、月平均1,760人となり、昨年度の1,300人から、さらに利用人数を伸ばしました。

また、将来の運営の基礎となる市民参加による、企画委員会が設置されました。

9 太宰治顕彰事業の推進(コミュニティ文化室、生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市ゆかりの作家・太宰治について、平成21年度に生誕100年、平成22年度に三鷹市市制施行60周年に伴う関連事業の一環として、顕彰事業を「民学産公」の協働により実施します。

顕彰事業の拠点施設として平成 20 年 3 月に開設した「太宰治文学サロン」の成果を踏まえ、昨年度の没後 60 年顕彰事業に引き続き「太宰が生きたまち・三鷹」をテーマに、三鷹ネットワーク大学、みたか都市観光協会等との協働により顕彰事業を実施し、太宰治の人となり文学世界を三鷹市から内外へ発信するとともに、人・地域の交流、芸術文化のまちづくりを推進します。

生誕 100 年を迎える今年度は、記念事業の一環として、企画展を三鷹市芸術文化振興財団と連携して開催するほか、事業者等のグッズ作成、販売等を支援します。

(目標指標:文学サロンの運営、企画展を開催するとともに関連グッズを開発します。)

■ 達成状況 ■

太宰治文学サロンは、みたか観光ガイド協会との協働により運営していますが、生誕 100 年に当たる平成 21 年度は 21,970 人の入場者数を記録し、前年度比で 17% 増となりました。また、全国的にも初めての大規模な太宰治写真展を開催し、33 日間に 5,459 人の入場者がありました。事業者等のグッズ作成の支援等も引き続き実施しました。

これらの事業推進と広報宣伝の結果、「太宰が生きたまち・三鷹」の知名度がアップし、「太宰治文学サロン」は、三鷹を代表する文化施設の一つとして広く認知されるようになりました。

10 消費者相談及び啓発・情報提供事業の拡充 (生活経済課)

市民の暮らしを守り安全安心な暮らしの質的向上を図るため、国(消費者庁創設等)の動向や消費者相談の現状を踏まえ消費者相談の充実について検討します。話題性のあるテーマを選び消費者セミナーを開催するほか、地域の集会などの場で開催する地域消費者セミナーなど、消費者教育も充実します。悪質商法による被害を防止するため、三鷹警察署等関係機関と連携して啓発活動に努めるとともに、高齢者や福祉関係団体との連携も強化します。

(目標指標:消費者相談、各種消費者セミナー等

を充実します。)

■ 達成状況 ■

消費者セミナーは、年間 11 回開催し 248 人が受講しました。三鷹市社会教育会館の市民大学総合コースで、地域消費者セミナー(地域の集会や高齢者団体等に消費者相談員を派遣し消費者被害防止啓発するもの)を実施するなど、啓発活動の場を広げました。

悪質商法などの消費者被害を防止するため、商店会イベント・敬老のつどい・成人を祝福するつどいなどの場で消費者被害防止啓発や消費者相談案内の用品を配布しました。三鷹警察署等関係機関と連携した駅前街頭キャンペーンも実施したほか、地域包括支援センター・在宅介護支援センター機関連絡会など高齢者福祉関連団体との連携も図りました。(啓発回数 22 回、対象 10,783 人)

その他、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の刷新により消費者相談業務の向上が図られました。

11 公会堂整備事業の推進(設計業務)(コミュニティ文化室)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成 19 年度に実施した耐震診断、平成 20 年度の基本計画策定調査を踏まえ、公会堂及び公会堂別館の耐震補強及びバリアフリー化を含め、整備に向けた設計を行い、施設機能の拡充及び施設利用者の利便性向上を図ります。

(目標指標:基本設計を行い、第三者機関への評定を申請するための準備をします。)

■ 達成状況 ■

平成 20 年度に実施した基本計画策定調査の結果を踏まえ、平成 21 年 7 月に策定した「公会堂等の整備に関する基本方針」に基づき、基本設計に着手しました。引き続き、施設機能や利便性向上、公会堂正面玄関におけるエスカレーター設置の検討を含めたバリアフリー化など、平成 23 年度整備着手に向けて、基本設計・実施設計を進めていきます。

健康福祉部の 「運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長 城所 吉次 健康福祉部調整担当部長 酒井 利高

地域福祉課

高齢者支援室

生活福祉課

子育て支援室

健康推進課

北野ハピネスセンター

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生きがいをもって暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などが充実したまちづくりを目指します。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」と「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」の推進を図り、あわせて「第四期三鷹市介護保険事業計画」に基づく介護保険事業の適切な運営、「第2期三鷹市障がい福祉計画」に基づく障がい者施策の一層の推進、「三鷹市次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援施策の推進と子育て環境の整備等を行うとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法をはじめとする福祉6法に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援室、生活福祉課、子育て支援室、健康推進課の5課(室)と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、福祉6法に基づく援護等の措置に関すること、児童青少年に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者(児)の社会的な自立等を目指して相談・療育・訓練などを行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成21年4月1日現在)

①職員数

■職員数

健康福祉部職員 370 人

■職員比率(正規職員)

健康福祉部 370 人 / 市職員 1,041 人
→ 職員比率 約 35.5 %

②予算規模

■予算規模

平成21年度健康福祉部予算額

一般会計 18,037,598,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 16,889,979,000円

介護サービス事業特別会計 1,071,667,000円

介護保険事業特別会計 9,110,458,000円

実施方針

●諸計画の実施・遂行により、福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で、「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」、「第四期介護保険事業計画」、「第2期障がい福祉計画」等を推進し、お互いに支えあう地域社会の構築、そしてライフステージの様々な場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティネットの構築を図り、高齢者や障がい者、子育て支援家庭などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスを整備していきます。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊重しあう、地域風土と地域社会の形成にも努めていきます。

●住民との協働を柱とする地域ケアの推進

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるために、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡大と充実を図っていきます。

平成21年度は、地域ケアネット井の頭の充実に展開、地域ケアネット新川中原の事業の本格化、西部住協地区(地域ケアネットにしみたか)の円滑な事業開始、さらに新たな地区の住協エリアにおいてもネットワークの設立に取り組みます。

また、地域福祉を担う人財の確保とスキルの獲得のために、傾聴ボランティアのほか、認知症サポーター養成の重層的展開、地域福祉ファンリテーターの養成等の取り組みも行っていきます。

●健康づくり・介護予防事業・各種健康診査の推進

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活が営めるよう、生活機能の低

下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を、特定健診・保健指導事業との連携を強化する中で、一層の充実化を図っていきます。

また、各種がん検診の拡充により、がんの早期発見、早期治療の促進、及び妊婦健康診査の公費負担の拡充等を実施し、健康確保の充実を図っていきます。

●子育て支援施策及びひとり親家庭自立支援事業の推進

子育て支援施策については、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていく事を基本とした施策を展開していきます。多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児対策や保育環境の整備、さらには在宅子育て支援施策の拡充や義務教育就学児医療費助成の拡充なども推進していきます。

あわせて、「三鷹市次世代育成支援行動計画 2010」の後期計画を、「三鷹市子育て支援ビジョン」の実施計画として策定します。

また、ひとり親家庭に対する自立支援施策の効果的・重層的な展開を図ることにより母子家庭等の自立支援を推進していきます。

●障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ための環境の形成・整備を目標とする、多様な障がい者自立支援諸施策の拡大・充実を進めていきます。

また、北野ハピネスセンターについては、「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」(報告書)を踏まえ、障がい児の増大する相談・療育のニーズに対応し、相談・療育の

中央センターとしての機能の拡充を図り、障がい児支援の環境を整備していきます。また成人部門についても定員の拡充を行うなど事業の充実を図っていきます。

●セーフティネット支援施策の充実と安全安心の地域社会の構築

高齢者、障がい者、子育て支援家庭、母子家庭、生活困窮者等がライフステージの様々な場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティネットの構築を図っていきます。とりわけ、高齢者や障がい者、ひとり親家庭や傷病者などが陥り易い孤立・孤独な環

境から脱却・支援するセーフティネットの重層的な展開を進めていきます。

また災害時要援護者支援モデル事業推進や高齢者・障がい者等住宅用火災警報器の設置普及の推進を図り、安全安心の地域生活環境の充実に努めていきます。

新型インフルエンザ対策としては、「三鷹市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、医師会・保健所等関係機関との連携を強化する中で実践的に即応できる体制づくりや、具体的な行動マニュアル等必要な対策の検討を進めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 新型インフルエンザ対策の推進 (健康推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

市民生活の安全安心を確保するため、新型インフルエンザの発生段階に応じ市が取り組むべき方策を定めた新型インフルエンザ対策行動計画を策定するとともに、具体的な行動マニュアル等、必要な対策の検討などに取り組みます。さらには、国内感染、流行拡大時にも即応できる体制づくりを進めていきます。

(目標指標：新型インフルエンザ対策行動計画策定、行動マニュアル等検討、発熱外来等の準備、備蓄品の購入等を進めます。)

■ 達成状況 ■

新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生・流行に対して、対策本部を設置して、迅速な対応を図るとともに、市民への正確な情報提供、パンフレットの全戸配布等による予防対策の普及啓発に努めました。休日(夜間)診療所の体制強化やワクチン接種の助成及び集団接種を実施して感染拡大の抑制策を講じました。

新型インフルエンザ(A/H1N1)の動向を見定めて、行動計画を策定しました。国・都の補助金を活用し、防護服等備蓄品の購入及び医師会館の施設・設備の整備を行いました。また、保

健所・医師会・薬剤師会等関係機関との緊密な協議、連携を行い適切に対応しました。

2 地域ケア推進事業(高齢者支援室) (「施政方針」掲載事業)

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるために、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の拡大と充実を図ります。

井の頭地区では、相談サロン、「ちょこっとサービス支えあい」事業の拡充を図るなど高齢者の孤立化や閉じこもり防止に努めます。新川・中原地区及び西部地区では、地域の生活課題を整理し、学習会等の開催を通して、具体的な事業の検討を行うなど生活課題解決に向けての活動を支援します。

また、新たな地区においての地域ケアネットワークの設立に向けて準備を開始します。傾聴ボランティアについては、スキルアップ講座を開催するとともに在宅高齢者への傾聴活動の拡充を行います。認知症ケアについては、認知症キャラバンメイトの活動支援による啓発事業の継続とスキルアップ及び三鷹市における認知症ケアの枠組みづくりへの調査検討を開始します。さらに、

ルーテル学院大学等と協働して地域福祉ファシリテーター養成講座を開催するなど地域での福祉人財の育成を図ります。

(目標指標:井の頭地区:事業の継続実施を行います。新川中原地区及び西部地区:生活課題の整理、事業の検討等生活課題解決に向けての活動を支援します。地域ケアネットワークの拡大:新たな地区の地域ケアネットワーク設立準備に取り組みます。傾聴ボランティア:在宅高齢者への傾聴活動の拡充を図ります。認知症ケア:認知症キャラバンメイトの活動支援を図りつつ、市の認知症ケアのための枠組みに関する調査検討を行います。地域福祉人財の養成。)

■ 達成状況 ■

地域ケアネットワーク: 地域ケアネットワーク・井の頭では、事業の継続実施を行うとともに、平成 22 年4月からの開始を目途に、交流を目的とした地域の居場所づくり(地域サロン)事業の準備を行いました。同・新川中原では平成 21 年4月から、同・にしみたかでは平成 22 年2月から、同様の居場所づくり(地域サロン)事業を展開するとともに、生活課題解決にむけた事業の検討等を進めています。東部地区の地域ケアネットワークの設立準備では地域の町会等への説明会を丁寧に行い、第一回地域懇談会を平成 22 年4月に開催することとしました。

地域福祉人財の養成と活動支援: 傾聴ボランティアや認知症キャラバンメイトに対しては活動支援やスキルアップ講座を実施しました。また、全てのコミュニティ・センターで認知症サポーター養成講座を開催しました。さらに、3市3社会福祉協議会(三鷹市、武蔵野市、小金井市)及び市内大学と共催して地域福祉ファシリテーターを養成するとともに三鷹ネットワーク大学と連携して三鷹市民向けの同基礎講座を開催しました。

認知症連携: 三鷹市・武蔵野市の認知症ケアに係る医療連携、医療と福祉の連携等を進めるため、両市の高齢者担当課、医師会、地域包括支援センターと、杏林大学医学部付属病院、

武蔵野赤十字病院で構成する「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」を2か月に1回開催し、連携方法等に関する協議を行いました。

3 次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定(子育て支援室)

〈「施政方針」掲載事業〉

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画「次世代育成支援行動計画」について、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とした後期行動計画を策定します。策定にあたっては、平成 21 年3月に策定した「三鷹市子育て支援ビジョン」やニーズ調査を踏まえ、関係者による検討の場を設けながら進めていきます。

(目標指標:三鷹市が目指す子育て支援環境の整備に向けて、行動計画を平成 21 年度中に策定します。)

■ 達成状況 ■

平成 21 年3月に策定された三鷹市子育て支援ビジョンを総合的指針とし、その具体化を図るため、健康福祉審議会委員や公募市民・関係機関代表による策定委員会を立ち上げて策定に取り組みました。策定に当たっては、前期計画の進捗状況や実施内容の評価を行うとともに、市民意向調査の結果も踏まえて保育計画や目標事業量を策定するほか、具体的な施策の内容を検討しました。まとめられた行動計画素案に関しては、パブリックコメントを行うとともに、市議会厚生委員会への行政報告の手続きを経たのち、健康福祉審議会への諮問・答申を行って確定しました。

4 市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮建替整備事業(子育て支援室)

〈「施政方針」掲載事業〉

老朽化の著しい市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮の建替え事業を引き続き行い、平成 22 年度当初までに竣工させるとともに同年度中に現在仮設施設で運営している保育園及び母子生活支援施設を新施設に移転しま

す。

また、建替え後の中央保育園の定員を待機児解消策の一環として、平成 22 年度から0歳児 3人、2・3歳児各4人計 11 人を増員し 130 人の定員とします。

平成 21 年度は、新施設の建設工事の円滑な進行に取り組みます。

(目標指標: 市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮の建替えを平成 22 年度当初までに行い、仮設園舎から新施設に平成 22 年5月を目途に再移転します。)

■ 達成状況 ■

建設工事は大過なく順調に進捗しており、平成 22 年4月末に竣工しました。

仮設施設での保育園や母子寮の運営も順調に推移し、保育園においては仮設施設のみで、平成 22 年4月1日からの 11 名の定員増にもスムーズに移行しています。

財源となる次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の申請から交付決定に至る事務手続きも順調に推移し、すでに交付金を受領済みです。

竣工後、移転前には開所式を行い、5月の連休中には新園舎・施設への移転を完了しました。

5 妊婦健康診査の公費負担の拡充 (健康推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

ハイリスク妊娠やストレスを抱える妊婦が増加する中で、経済的理由により健康診査を受診しない妊婦もみられ、妊婦健康診査の重要性が高まっています。少子化対策の一環として妊娠・出産時における母体や胎児の健康を図るため、妊婦健康診査の一部公費負担の拡充を図ります。

また、助産院や里帰り出産等にも対応します。

(目標指標: 妊婦健康診査の公費負担を 14 回に拡充を図ります。)

■ 達成状況 ■

妊婦健康診査の公費負担回数を 14 回に拡充

し、助産院や里帰り出産等都外で出産した場合は健診費用の一部を助成しました。

健診の拡充について、医師会や助産師会と連携し、母子健康手帳発行時や妊娠中の講座、広報やホームページ等による周知拡大を図りました。その結果妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減になり、子育て支援を推進することができました。

6 義務教育就学児医療費助成の拡充 (子育て支援室)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 19 年度から運用している義務教育就学児医療費助成制度について、対象児童を養育する世帯の医療費負担を軽減するために、平成 21 年 10 月から対象児童の入院費を無料化するとともに、通院1回の自己負担を最大 200 円とします。

(目標指標: 制度の拡充に向けて、規程の整備及び広報等によるPRを適切に行い、受給対象者が有効に制度活用できるよう努めます。)

■ 達成状況 ■

当初計画どおり広報・ホームページ等によるPRを実施するとともに、受給者への補助拡充についての周知は、現況届にあわせて行い、未受給者へのPRを、再度市報・ホームページに掲載するとともに、申請すれば受給できることが確認された方には、個別に案内を送付しました。その結果、拡充前に補助していた医療費に比べ拡充後に補助した医療費は月額で約4倍に伸びており、補助拡充の効果は明確に現われています。

7 災害時要援護者支援モデル事業 (高齢者支援室)〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、これまで実施してきた3地区でのモデル事業を検証し、地域の実情に合わせた支援方法を検討するとともに、今後、段階的な全市的整備に向けて、災害時要援護者支援検討会議の開催、

ワーキンググループ等の立ち上げ、研修会の実施などを行い、検証・事業実施方針の検討・作成を行います。また、モデル事業の中で作成した要援護者支援台帳の更新を実施し、効率的な更新手法についても検討を行います。

(目標指標:モデル事業の検証と、事業実施方針の検討・作成。モデル地域での更新調査の実施。)

■ 達成状況 ■

総務部、生活環境部、健康福祉部の関係部課長による災害時要援護者支援検討会議を6回開催し、モデル事業の検証及び事業方針等の検討を行ってきましたが、全市的に取り組むにあたり、①対象者の把握方法、②要援護者把握調査を実施する場合の対象エリア、③調査員の確保、④支援者のあり方及び確保等について、更に検討する必要があるため、今後検証及び検討を継続することとしました。また、モデル事業の取り組みとしては、支援者確保及び支援マップ作成への支援を行い、東野会では平成21年10月に支援マップが完成しました。

8 高齢者・障がい者等住宅用火災警報器の設置普及(高齢者支援室)

〈「施政方針」掲載事業〉

消防法及び東京都火災予防条例の改正により、平成22年4月1日から既存の住宅にも住宅用火災警報器を設置することが義務化されたことを受け、平成20年7月から火災予防上、特に注意を要するとされる高齢者や障がい者等を対象に、住宅用火災警報器設置に係る費用の一部助成事業を実施しています。

また平成21年1月に能美防災株式会社から寄贈された住宅用火災警報器5,500個のうち5,000個を、希望する世帯に2個までを無料で給付・設置する事業をあわせて実施し、その設置普及に努めます。

(目標指標:住宅用火災警報器の設置普及を進めるため、助成制度を広く周知し利用拡大を図ります。また各関係機関と協力して、住宅用火災

警報器の設置義務化及びその有用性を周知・徹底することで、高齢者や障がい者等世帯の火災予防を推進し、地域及び高齢者等世帯のくらしの安全を確保します。)

■ 達成状況 ■

寄贈された住宅用火災警報器5,000個の設置・給付事業は、広報みとか等で「1世帯に2個を限度として設置または給付する」内容で希望者を募集しました。高齢者等の世帯2,559件(シルバー人材センターによる設置1,898件、機器の送付661件)に対し設置等を行いました。

機器の設置費用助成事業は、広報みとか等で事業の紹介を行ったほか、三鷹消防署に依頼し、9月に行われた敬老のつどいにおいてブースを設け、機器の展示にあわせて助成制度の周知を行いました。また、定期的に市民ホールで実施された火災警報器の展示・実演でも、助成事業の周知を行いました。平成21年度は、高齢者120件、障がい者2件合計122件の申請がありました。

9 健康づくり・介護予防事業の推進

(健康推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし、要支援、要介護となることを予防するため、65歳以上の高齢者を対象に運動機能や口腔機能などの生活機能向上を目指して地域の健康づくりの活動と連携した介護予防事業を推進します。今年度は、地域包括支援センターとの連携による研修会や、特定高齢者を対象とした啓発事業である「予防でグー」を実施し、介護予防についての理解や体力測定、健康相談を行い、介護予防事業への参加につなげていきます。さらに、特定高齢者施策事業を実施し特定高齢者の事業参加を進めていきます。

(目標指標:①高齢者の3.5%およそ950人の介護予防事業への参加②特定高齢者の介護予防事業への参加者増)

■ 達成状況 ■

介護予防事業に特定高齢者専用もしくは優先

枠を設け、啓発事業や、郵送や電話等により事業への参加を促しました。また次年度の介護予防事業に向け、参加者アンケートの結果や、事業報告内容の検証を行いました。

地域包括支援センターや高齢者支援室との介護予防に特化した会議を設定し、集中的に特定高齢者へのアプローチやケアプランの書式、事業への申し込みシステム、介護予防事業や地域包括支援センターの市民への周知方法等検討し、介護予防全体のシステムの構築を進めました。

特定高齢者を含む 65 歳以上の高齢者の、介護予防事業への参加者数は増加し、高齢者 27,593 人(要介護・要支援者を除く)の約 3.5%、971 人が参加しました。

10 北野ハピネスセンター児童デイサービス等拡充事業（北野ハピネスセンター） 〈「施政方針」掲載事業〉

「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」(報告書)を踏まえ、ハピネスセンター事業の充実化のための取り組みを進めていきます。

市民のニーズと障がい児の増加にきめ細かく対応するため、市内唯一の療育専門通園施設として定員の拡充を行います。市内に在住する発育発達に障がいをもつ児童や保護者の相談等を受け付け、医師・専門療法士等と一緒に総合的な療育支援策を立て、個々に応じた専門療育内容と療育訓練回数を提供します。また、送迎時のバスの配置を見直して、利用者の便宜を図ります。

生活介護事業の定員を増やし、三鷹市内在住の雇用・就労困難な在宅障がい者に対し、サービスの充実を図ります。

(目標指標:児童デイサービス事業 18 人から 26 人に増員し契約数を最大 32 人まで弾力運用します。障がい者自立支援生活介護事業 25 人から 32 人に増員します。)

■ 達成状況 ■

児童デイサービスの定員を 26 人に増員したことに伴い、発達状況別のグループ編成を行い、市民のニーズに応じてより適した療育内容と回数が提供されるようになりました。

療育相談では保護者支援、きょうだい支援の視点に立ち、新たなグループを立ち上げ、きめ細やかな取り組みを実施しました。

バススポットの見直しを行い、三鷹駅北口や三鷹台南口にもバスを回すなど利用者の利便性の向上を図りました。

生活介護事業の定員を 32 人に増員し、三鷹市内在住の雇用・就労困難な在宅障がい者に対し、サービスの充実を図りました。

11 福祉バス運行事業の借上げ方式への変更（地域福祉課）

〈「施政方針」掲載事業〉

市で保有している福祉バスを借上げ方式に変更し、車椅子利用者が利用できるリフト付車椅子固定式を導入します。また、ニーズにあわせた車種での運行(小型、中型、大型、リフト付、車椅子固定式)を採用します。

(目標指標:車椅子固定式など、ニーズにあわせた車種の運行により、利用者の利便を図ります。)

■ 達成状況 ■

借上げ方式での契約を締結し、平成 21 年 7 月から利用者団体の人数や身体状態に応じた種類(大型・中型・小型、リフト及び車椅子固定装置の有無の 6 種類)のバスを提供し、きめ細かいサービスを実施しています。また、車椅子固定式の車種を導入したことで、いままで利用が困難であった車椅子使用団体の移動支援に寄与することが可能となり、利用実績をあげています。

12 認知症高齢者・精神障がい者等在宅生活支援事業(地域福祉課)

〈「施政方針」掲載事業〉

医療的につながらず地域生活で困難を生じ

ている認知症高齢者や精神障がい者等の本人及び家族に対して、医療的な専門性をもった立場からアプローチする仕組みを確立し、医療・福祉・保健の連携による当該高齢者や障がい者の安定的な地域生活の継続支援を実施します。

(目標指標:医療等に結びついていないことから、地域生活で困難を生じている認知症高齢者や精神障がい者等の本人及び家族に対して、安定的な地域生活の継続支援を実施します。)

■ 達成状況 ■

精神障がい者や認知症高齢者等の支援サポートについては、保健、医療、福祉における専門性が要求されることから、看護師や精神保健福祉士等の有資格者を配置し実績のある市内訪問介護事業所に委託をし、平成 21年6月から事業を開始しました。

精神障がい者の未治療・医療中断の相談件数は新規8件、高齢者の相談件数は新規7件、延相談・支援件数は 238 件でしたが、一人ひとりの支援サポートが必要な対象者が様々な課題を抱えていることから、支援の質が重要であるため、丁寧で適切な支援を継続して行っています。

今後も、地域での安定した生活を支えるため、関係機関との連携を図りながら、引き続き丁寧で、適切な支援を続けていきます。

都市整備部の 「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長兼都市整備部調整担当部長 大石田 久宗
都市整備部技監兼広域まちづくり等担当部長 小俣 崇

まちづくり推進課

公共施設課

道路交通課

建築指導課

下水道課

緑と公園課

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

●緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

●公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。公共施設の耐震・劣化診断を実施するとともに、施設保全情報の一元的管理を行います。

●下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、都市型水害対策、雨水浸透施設による地下水の涵養や雨水利用など、水循環の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、下水道課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

■ 2 ■ 部の経営資源（平成 21 年 4 月 1 日 現在）

①職員数

■職員数

都市整備部職員 119 人

■職員比率(正規職員)

都市整備部 119 人 / 市職員 1,041 人

→ 職員比率 約 11.4%

②予算規模

■予算規模

平成21年度都市整備部予算額

一般会計 3,162,633,000 円

下水道事業特別会計 3,107,190,000 円

実施方針

●緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて平成 17 年に策定した「緑と水の基本計画(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)」に基づき、大沢の里整備事業を始め、公園等の公有地化や整備の促進、公園が安全で安心して遊べる空間となるような改修事業等を進めます。

また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、中間支援組織である花と緑のまち三鷹創造協会と役割を分担しつつ、連携を図りながら市民参加による花壇づくりや花と緑のフェスティバルに向けた準備を行います。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かな良好な都市環境の創出に取り組んでいきます。

●都市計画道路等道路整備・バリアフリー化の推進

都市計画道路3・4・7号線の三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235mについて、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手します。

都市計画道路3・4・13号線について、引き続き用地買収に取り組むほか、「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づく、道路のバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援しつつ、協働の取り組みを推進していきます。

●東京外かく環状道路計画

三鷹地区検討会等で提起された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、事業化後の各段階において確実に実行されるよう、国・東京都に対し強く要請していきます。本市へ与える影響と対策については、多岐にわ

たる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、周辺のまちづくりと連携した外環計画となるよう、国・東京都に対し要請するなど適切に対応していきます。

●三鷹駅前再開発事業の推進

「三鷹駅前地区再開発基本計画」に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に加え、「バリアフリーのまちづくり」や、「協働のまちづくりの視点」を加味して積極的に取り組んでいきます。

今後、三鷹駅南口の拠点となる「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業」等について、三鷹駅周辺の文化の拠点となる施設、賑わいの拠点となる集客施設など都市型産業の集積、駐車場・駐輪場の確保等を考慮し、事業化に向け支援を行っていきます。

●都市交通環境の整備

三鷹駅南口周辺の自転車問題解決の一環として、市有地の立体的活用や民有地の有効活用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、放置自転車減少に向けた体制を強化し、鉄道駅周辺の交通環境の整備を推進します。また、自転車事故の減少が緊急課題となっていることから、自転車が安全に安心して通行するための自転車走行空間のネットワーク整備を図ります。

昨年度に設置された地域公共交通会議において、「総合的な交通計画」の策定に取り組みます。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、計画的に改善対象ゾーンに対する見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

●下水道事業の新たな課題への対応

管路等の老朽化など、新たな課題への対応を迫られている下水道事業は、「合流式下水道改善計画」に基づき、雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道等への編入協議を進めます。

また、集中豪雨による「都市型水害」に対応するため雨水管等の整備を推進するとともに、平成20年度に策定した「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、下水道施設の

耐震化を図るための実施設計を行うなど、下水道事業の新たな課題への対応を図っていきます。

●公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の大きな経営資源である公共施設を効率的に整備し、有効に利活用していく「ファシリティ・マネジメント」の推進を図り、施設機能の維持・保全と質的向上を計画的に進めます。施設の長寿命化やライフサイクルコストの適正化を図りながら、施設サービスの向上や資産利活用の適正化に向けて取り組みます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 花と緑のまちづくりの推進(緑と公園課)

〈「施政方針」掲載事業〉

花と緑のまち三鷹創造協会が行うイベントや講座、人財の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、ガーデニングフェスタや街かどの花壇づくり、公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、花と緑のフェスティバルの準備等を同協会に委託し、実施します。

(目標指標:花と緑のまち三鷹創造協会が行う事業や円滑な運営を支援します。)

■ 達成状況 ■

平成21年4月に設立した花と緑のまち三鷹創造協会のNPO法人化と活動を支援し、8月20日には同協会がNPO法人となり、11月26日にパートナーシップ協定を締結しました。

また、同協会への業務委託により、ガーデニングフェスタを開催するとともに、花と緑のフェスティバルの企画検討、大沢・新川中原・三鷹駅前の各コミュニティ・センター、暫定管理地内、中原三丁目9番緑地において、街かど花壇及びコミュニティガーデンの整備を行いました。

2 東京外かく環状道路に関する調査・検討

(まちづくり推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成21年4月に開催された国土開発幹線自

動車道路建設会議において、外環(関越道～東名高速間)の整備計画が了承されたことから、今後、外環計画は、事業実施段階へと進んでいくこととなります。市は、外環周辺の都市計画道路等を含めた東京外かく環状道路に関する多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点から検証します。

また、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、国・東京都に強く要請するとともに、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組んでいきます。

(目標指標:地域環境への保全対策を国及び東京都に要請し、外環周辺のまちづくりと連携したみちづくりについて調査・検討をしていきます。)

■ 達成状況 ■

東京外かく環状道路事業は、平成21年5月に事業化が決定した後、用地買収に係る補正予算が執行停止になるなど、今後の事業の進め方が不透明な状況となっていました。このため、市は外環沿線区市とともに、適切な情報提供を行うこと、公表された「対応の方針」を確実に実行することなど、外環沿線6区市で必要な5項目を

要望書として平成21年10月に国・東京都に提出しました。

その後、事業者である国土交通省は、設計に必要な基礎データの収集等を目的とした測量等の現地調査を実施しましたが、新たな事業展開を図るまで至らなかったことから、市独自の視点で検証するため開催する助言者会議については、見送ることとしました。

今年度は、今後取り組む市民参加によるジャンクション周辺地域のまちづくりの検討に向けて、外環整備に伴う中央ジャンクション周辺のまちづくりへの課題整理及び土地利用状況等の基礎調査に取り組みました。本基礎調査データについても有効に活用し、引き続き市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう、積極的に取り組んでいきます。

3 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援(都市再生機構との連携強化) (まちづくり推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

地元からの要請を受けて、文化劇場跡地を所有するUR都市機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区(三鷹センター周辺・文化劇場跡地)の再開発が三鷹駅南口周辺地区の核となり、当該地域及びその周辺地域の活性化が図られるよう、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めていきます。

また、事業化に向けた具体的な検討にあたっては、三鷹駅周辺の文化の拠点となる施設、賑わいの拠点となる集客施設など都市型産業の集積、駐車場・駐輪場の確保等を考慮していきます。

(目標指標:高度利用地区・市街地再開発事業の都市計画素案の作成)

■ 達成状況 ■

UR都市機構を中心とした関係地権者が、市街地再開発事業に向けて当該地区におけるゾーニング案について検討を行うとともに、商業施設に関する勉強会や先進事例の視察などを行

いました。高度利用地区と市街地再開発事業の都市計画決定は、地元地権者の事業推進の合意形成が不十分であることから、手続き着手までは至りませんでした。

市は、まちづくりや景観の視点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討し、引き続き早期事業化を目指し支援していきます。

4 三鷹風景計画(仮称)の策定の検討 (まちづくり推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市にふさわしい、地域特性を活かした風景の創出を図るため、景観法に基づく景観計画として「三鷹風景計画(仮称)」の策定を検討します。策定にあたっては、「緑と水の公園都市にふさわしい景観づくり」を目標に、市民生活からアメニティ(快適性)・コミュニティ(ふれあい)などの視点に加え、市内外からの来訪者の視点から観光施策、商業振興など、賑わいの創出を図る景観誘導を検討します。

(目標指標:三鷹風景計画(仮称)策定に向けた基本方針の作成)

■ 達成状況 ■

今年度は、風景・景観づくりに関するこれまでの取り組みの検証に加え、市内の現状について、調査委託業務等により、基本方針作成に必要なデータ及び特性・課題等を取りまとめました。

また、市民参加の手法、時期等について検討した結果、部内の関係する個別計画改定と一体的に進める方針となったため、年度内に個別の基本方針の策定は行いませんでした。

取り組みを進めるにあたっては、委託業務の業者選定についてプロポーザル方式を採用し、能力の高い業者選定を行うとともに、国の補助金を活用しながら、より効率的にかつ経済的に事業を進めることが出来ました。

5 子育て支援型3人乗り自転車・自転車道等のモデル路線整備

(道路交通課)〈「施政方針」掲載事業〉

3人乗り自転車の使用を可能とする東京都道路交通規則の改正が予定されています。三鷹市では子育て支援の観点から、レンタル事業を実施し「3人乗り自転車」の速やかな普及を図るとともに、自転車を利用した安全で安心な子育て環境を支援します。

国の自転車通行環境に関するモデル地区事業として、市道第392号線(かえで通り)における自転車道の整備を平成20年度から平成21年度の2か年で実施します。今回の整備により、歩行者・自転車・自動車の通行帯が分離され、歩行者・自転車は安心して安全に通行することが可能となります。

(目標指標:「3人乗り自転車」レンタルの利用率80%を目指します。自転車道1,000mの整備を行います。【整備率100%】)

■ 達成状況 ■

全国に先駆けて、子育て世帯を対象に、幼児2人同乗用自転車(40台)を1か月当たり1,000円の利用料金でレンタルする事業を開始しました。51人の応募があり、抽選により利用者を決定しました。(利用率100%)

平成22年度も、貸し出し自転車の台数を増加して、レンタル事業を拡大し、更なる普及を図るための事業を継続します。

モデル事業である自転車道の整備は、技術的、法規制等の課題もありましたが、警視庁等関係機関と協議を行い、自転車道1,000mを整備し、武蔵野市との一体整備により、整備率100%を達成しました。

整備効果としては、歩行者と自転車が分離され通行者全体の安全性が高まりました。

今後は、東京都が整備を行っている東八道路の自転車走行空間との連携を図りネットワークを広げていきます。

6 都市型水害対策事業等の推進

(下水道課)〈「施政方針」掲載事業〉

集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、緊急対策を要する箇所について雨水管等の整備を行うとともに、平成18年度に行った「都市型水害対策に係る雨水流出解析業務」の結果を踏まえ、井の頭地区については、貯留管等の整備を行います。

また、平成20年度に引き続き、「合流式下水道改善事業」として道路雨水貯留浸透施設の設置を行います。

(目標指標:雨水管等の整備1,850m、道路雨水貯留浸透施設の設置990m、井の頭地区の貯留管等整備工事96mを実施します。)

■ 達成状況 ■

中原地区の「都市型水害対策」として、雨水管等の整備をL=1,492.0mを実施しました。また、「合流式下水道改善事業」として、都市型水害対策にも有効な道路雨水貯留浸透施設をL=993.0m設置しました。更に、井の頭地区の貯留管等の整備をL=93.0m平成20・21年度工事として行いました。なお、この事業を行ったことで、平成21年6月・8月に1時間当たり80mm相当の降雨がありましたが、浸水被害はありませんでした。

7 みたかバスネットの推進

(道路交通課)〈「施政方針」掲載事業〉

コミュニティバス事業基本方針に基づき、平成21年度は平成20年度に引き続き、第2期改善対象ゾーンを中心に見直しを行っていきます。見直し後は、利用状況等の分析により、利便性の向上について客観的な検証を行い、さらなる改善につなげていきます。

(目標指標:平成21年度以降も引き続き、コミュニティバス事業基本方針に沿って、優先順位の高いルートから、順次、具体的な事業展開を推進するとともに、改善対象ゾーンの検証を行います。)

■ 達成状況 ■

新川・中原ルートについては、新規運行を目指し、継続して警視庁と協議を進めてきましたが、安全なバス車両のすれ違い等について、課題の解決には至らず、運行開始ができませんでした。

引き続き、早期運行に向けて沿線町会、自治会等と連携を深め、運行開始を目指していきます。

北野ルートや三鷹台ルートの見直しについては、地域住民の要望(運行路線を短縮して運行回数を増やす)に対応する方向で、路線の見直しに向けて取り組んでいきます。

なお、コミュニティ活動支援型の新たなコミュニティバスについては、今後、北野ルートと西部ルートの見直しと関連させながら、試験運行を目指します。

平成 21 年1月に設置した地域公共交通会議では、「総合的な交通計画」の策定に向けた取り組みを進めてきましたが、この会議を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年 10 月 1 日施行)」に基づく地域公共交通活性化協議会に移行しました。今後は、公共交通に関するアンケート調査を実施するとともに、計画の策定に向けた取り組みを推進していきます。

8 公共施設の保全・活用に向けた取り組み (公共施設課)〈「施政方針」掲載事業〉

公共施設の効率的な維持・保全・活用に向け、公共施設の耐震・劣化診断を実施します。

公共施設の情報を一元的に管理するデータベースシステムに、施設の基本情報及び維持管理情報などの初期データを登録し、運用を開始します。

また、設計事務の効率化を図るため、公共施設の各種図面の電子データ化を進めます。
(目標指標:公共施設の耐震・劣化診断を実施するとともに、公共施設データベースシステムの

運用、施設図面の電子データ化に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

公共施設の耐震・劣化診断を、箱根みたか荘、総合保健センターを対象に実施し、耐震改修促進法が定める特定建築物の耐震調査が完了しました。

また、公共施設データベースシステムの運用による、施設保全情報の一元的管理を開始しました。

さらに、緊急雇用創出区市町村補助金を活用して、主要な施設の簡易劣化診断を実施するとともに、ふるさと雇用再生特別補助金の活用により、市民センター等の図面の電子データ化を図りました。

9 三鷹台駅前周辺のまちづくりの推進 (まちづくり推進課・道路交通課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹都市計画道路3・4・10号線(三鷹台駅前通り)については、地域住民や地権者の意向を踏まえ、計画幅員等の都市計画変更手続きに向けて、引き続き東京都と協議を行っていきます。まちづくり条例の規定に基づく「地区整備方針」は、この都市計画変更の方向性を見定めながら、策定を行っていきます。地域のまちづくり活動については、引き続き、株式会社まちづくり三鷹とともに支援を行っていきます。

また、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域(三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延べ延長約 200m)について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

(目標指標:まちづくり推進地区整備方針の策定、用地買収 78.9 m²(全体取得面積の 15.3%)を目指します。)

■ 達成状況 ■

三鷹台駅前周辺地区について、まちづくり条例の規定に基づく「まちづくり推進地区整備方

針」の策定に向けて検討を進めました。平成 21 年度は、まちづくりの柱となる三鷹都市計画道路 3・4・10 号(三鷹台駅前通り)の都市計画変更等について、東京都と協議を重ねてきました。その結果、協議に時間を要しましたが、都市計画変更の方向性について、東京都と概ね一致する内容で確認することが出来ました。

平成 21 年度内の達成目標である「整備方針骨格案の作成」には至りませんでした。関係地権者の協力が得られたことにより、今後のまちづくりを進めるに欠かせない駅前用地の確保が実現したことから、今後の展開に向け、大きな成果を上げることができました。

また、市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)整備については、「市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)緊急整備方針」に基づき、早急に整備が必要な区間をバリアフリーに配慮した歩行空間として整備するため、用地取得を行いました。

事業箇所 3 か所のうち、2 か所については予定通り用地取得を完了することが出来ました。しかし、1か所については、地権者、借地権者の理解を得られましたが、借家人全員の理解が得られず、契約はできたものの年度内の用地引き渡しが困難となり、繰越明許を行いました。(用地買収:48.2 m²・全体取得面積の 9.3%)

10 連雀通りの整備(新みちまち事業)の推進(まちづくり推進課)

〈「施政方針」掲載事業〉

みちづくり・まちづくりパートナー事業とは、市が都から委託を受け、測量、用地買収を行い、整備を自費工事として実施するものです。連雀通りの三鷹市八幡前交差点は、慢性的な渋滞の解消や歩道拡幅による歩行空間の確保が重要な課題となっており、交差点の西側区間(芸術文化センター前交差点～三鷹市八幡前交差点 延長 140m)について、平成 15 年度に整備を行いました。東側区間(三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点 延長約 235m)については、平成 21 年度に事業採択となったことから、

関係機関との調整を行い、事業説明会、測量を実施します。

(目標指標:関係機関等との調整及び事業説明会・測量の実施)

■ 達成状況 ■

平成 21 年4月1日付けで、東京都と新みちづくり・まちづくりパートナー事業の協定を結び、事業説明会及び測量説明会を開催し、測量に着手しました。

測量については、調査に予想以上の時間が必要となり、今年度完了に至りませんでした。東京都と調整し、当初予定していなかった概略設計を前倒して実施しました。

また、今回東京都が本事業区間より狐久保交差点付近まで事業着手に向けた測量をすることになり、連雀通りの整備に向けた大きな進展がありました。

11 「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の推進

(下水道課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、阪神淡路大震災以来ともいえる大規模な被害を下水道施設にもたらしたことから、緊急性の高い地震対策を早急を実施するため、平成 18 年度に国庫補助事業として「下水道再生計画(下水道地震対策緊急整備事業)」が創設されました。これを活用して平成 20 年度に策定した「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、平成 21～25 年の5か年で下水道地震対策を緊急かつ重点的に推進します。平成 21 年度は、対策事業の実施設計を行います。(目標指標:「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、実施設計を行います。)

■ 達成状況 ■

平成 20 年度に策定した「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、「三鷹市地域防災計画」に位置づけられている防災拠点である市民センター他 10 箇所の公共施設の下水道施設が最低限有すべき機能を確保することを

目的に下水道施設の耐震化に向けた実施設計を行いました。

12 安全安心な橋梁の整備(道路交通課)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成18年度に実施した橋梁現況調査の結果に基づき、老朽化している「新橋」及び「宮下橋」について、防災の視点や安全性・耐久性の確保を図るための架け替え工事に向けて、平成20年度に基本設計等を実施しました。

なお、この2橋は、国の史跡に指定された玉川上水に架かる橋梁であるため、周辺環境との調和を図るとともに、関係機関、関係団体等との調整を図りながら事業を進めており、平成21年度は、基本設計の成果に基づいて「新橋」の実施設計を行います。

(目標指標:「新橋」の実施設計を行います。)

■ 達成状況 ■

昨年度実施した基本設計を基に文化庁、東京都等多くの関係者と引き続き協議及び調整を行い、橋梁の架け替え工事の実施設計が完了しました。

また、当初予算に計上されていなかった都の補助金を獲得することができたことで、より経済的に事業を進めることが出来ました。

13 緑と水の拠点・ルートの整備(サイン整備・大沢の里の整備)(緑と公園課)

〈「施政方針」掲載事業〉

緑と水の3大拠点の一つである大沢の里について、野川左岸部分の用地買収及び野川右岸にある水車「新車(しんぐるま)」の稼働に向けた水循環施設の整備等を行います。

また、回遊ルートサインの整備として、平成19年に策定した「緑と水の回遊ルートサイン整備計画」に基づき案内板を設置します。

(目標指標:大沢の里公園の用地買収 1,287.13 m²、案内板の設置5基)

■ 達成状況 ■

大沢の里公園の野川左岸部分の用地買収及

び野川右岸にある水車「新車(しんぐるま)」の稼働に向けた水循環施設の整備を行いました。

サイン整備としては、牟礼の里や大沢コミュニティ・センター、新川中原コミュニティ・センター等に5基の案内板を設置しました。

水道部の 「運営方針と目標」の達成状況

水道部長 山本 博章

業 務 課

工 務 課

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●水は我々の日々の生活にとって欠くことのできないものです。三鷹市の水道事業も平成14年度の都営水道への統合(一元化)から8年目を迎え、東京都水道局との連携をより一層図りながら、いかなるときでも安全で良質な水を安定して供給できるよう努めます。

各課の役割

水道部は、業務課、工務課の2課で構成されています。

業務課では、受託水道事業に係る財務事務等に関する東京都水道局との連絡調整や水道の使用・中止の受付と料金の収納に関する事務などを担当しています。

工務課では、原水から水道水をつくり、市内に供給するための原浄水施設の維持管理や配水管網の整備等を担当しています。

■ 2 ■ 部の経営資源(平成21年4月1日現在)

①職員数

■職員数

水道部職員 27人

■職員比率(正規職員)

水道部 27人 / 市職員 1,041人

→ 職員比率 約 2.6%

②予算規模

■予算規模

平成21年度水道部予算額

受託水道事業特別会計

1,596,964,000円

その他人件費等の総務部配当予算額を加えた特別会計予算額

受託水道事業特別会計

1,904,888,000円

実施方針

●安全で良質な水の安定供給

水道水の安定供給に向けて災害に強い配水管網の整備を図るため、経年管(配水管)の解消を引き続き推進します。

また、良質な原水を安定的に確保するため、統廃合を含めた深井戸の適正な維持管理を図るとともに、水道水を安心して蛇口から直接お客さまに飲んでいただくことを目指し、東京都水道局が進める蛇口回帰に向けた「安全でおいしい水プロジェクト※」を一層効果的に推進していきます。

※ 東京都水道局が東京の水道水を「東京水」と名づけて推進するプロジェクト。国が定める水質基準のほかに独自の基準を設定したきめ細かな水質管理や浄水場への高度浄水処理の導入促進、古い水道管の取り替えや貯水槽水道対策、残留塩素低減化の取り組みなどにより安全でおいしい水の供給を目指しています。平成 19 年度からの3か年計画「東京水道経営プラン 2007」では、蛇口回帰に向けた取り組みとして、その一層の推進を掲げています。

●漏水防止対策の推進

貴重な水資源を有効に活用し、より効率的な給水を行うために、漏水防止対策をさらに推進します。平成 16 年度から順次設置している区画量水器を用いた夜間における最小流量測定などによる漏水調査を行います。

●東京都水道局との連携

水道事業は事務委託方式で行われているため、事務事業の実施にあたっては、東京都水道局と連携しながら、お客さまサービスの向上に向けて取り組んでいきます。特に市の基本計画に掲げている主要事業等の実施にあたっては、事業の必要性などを明確にし、予算の確保に努めます。

また、湯水時などにおける安定給水の確保についても、東京都水道局との連携を密にし、都営水道事業の広域性を活かして対応します。

事務委託方式については、今後3年間の移行のためのスケジュール等を管理し、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、東京都への円滑な業務移行に努めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 経年管(配水管)取り替えによる耐震性の向上(工務課)〈「施政方針」掲載事業〉

震災時などにも安定した水の供給が行えるように、主に昭和 47 年度以前に布設された耐震強度の劣る普通铸铁製配水管をより強度の高いダクタイル铸铁管に布設替えます。

(目標指標：3,220mを布設替えし、残存率を3.6%にします。)

■ 達成状況 ■

当初予定の 3,220mに対して、他工事との調整

等により約 380mについて工事中止となり、実施延長は 2,833.8mとなりました。一方で配水管新設工事が予定以上の延長を施工し配水管総延長を伸ばしたことにより、経年管の残存率は 3.7%となりました。

2 初期ダクタイル管の取り替えによる耐震性の向上(工務課)〈「施政方針」掲載事業〉

昭和 30 年代から 40 年代に布設されたダクタイル铸铁管の直管と高級铸铁管の異形管が混在し

ている路線を初期ダクタイル管といい、この路線について、より耐震性を高めるため、新たにダクタイル鋳鉄管に管種を変更します。

(目標指標:580mを布設替えし、残存率を 2.3%にします。)

■ 達成状況 ■

当初予定の 580mに対して、614.9mと当初予定を上回った延長を施工しました。残存率については、平成 21 年度に施工した重要路線で 2.3%となり、平成 22 年度から実施する一般路線の 1.6%をあわせて 3.9%となります。

3 都営水道事業の事務委託解消に向けた取り組み(業務課)

東京都水道局は市との協議に基づいて、平成 18 年 3 月に「水道業務移行計画(三鷹市)」を策定し、この計画に沿って、都営水道事業の事務委託方式を平成 23 年度末までに解消することになっています。市は、委託解消までの年次別のスケジュール管理を行い、業務内容や組織、人員体制等について、東京都と十分に協議し、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、円滑な移行に努めていきます。

(目標指標:事務委託方式解消に向けた業務内容、組織、人員体制等について、協議を進めます。)

■ 達成状況 ■

事務委託方式解消に向けて、東京都水道局と業務内容、組織、人員体制等について協議を進めた結果、徴収系業務の移行時期を平成 22 年度末とすることが確定しました。

また、業務係業務及び工務係業務の一部を民間委託化することが具体化し、事務委託方式解消を見据え、あらかじめ業務を移行することで、円滑化、効率化を図ることが可能となりました。

4 配水管の新設による配水管網の整備(工務課)

より効率的な配水管網を整備するため、経年管

(配水管)布設替え工事にあわせて、隣接する公道や私道の配水管未布設箇所へ新設を行い、複数の配水管路を接続するループ化を進めるとともに、都市計画道路事業の進捗にあわせた配水管の新設を進めます。

(目標指標:3,740mを布設します。)

■ 達成状況 ■

当初予定の 3,740mに対して、4,976.8mと当初予定を上回った延長を施工し、給水管の整理や配水管のループ化により、さらに効率的な管網整備を図ることができました。

教育委員会事務局教育部の 「運営方針と目標」の達成状況

教育部長 藤川 雅志 教育部生涯学習担当部長 岡崎 温子
教育部図書館担当部長 八代 誠 教育部理事 岩下 政樹

総務課	スポーツ振興課
学務課	総合スポーツセンター建設準備室
指導室	社会教育会館
生涯学習課	図書館

■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり、創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくりを基本目標として、学校教育では、「豊かな心をもち、心身ともに健康で、たくましく生きる『人間力』と『社会力』のある児童・生徒の育成」を指導目標とし、生涯学習では、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築を推進目標としています。

各課の役割

教育委員会事務局教育部は、総務課、学務課、指導室、生涯学習課、スポーツ振興課などで構成され、それぞれ、□教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、□通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、□学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、□文化財保護、遺跡調査会、学童保育、青少年団体の育成等、□生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理・整備、□社会教育会館・児童館・子どもひろばの運営、□図書館での資料収集・貸出・読書活動推進などの役割を担っています。

■ 2 ■ 部の経営資源（平成 21 年 4 月 1 日現在）

①職員数

■職員数

教育委員会事務局職員 210 人
他団体からの派遣職員 2 人
→計 212 人

■職員比率(正規職員)

教育委員会事務局 210 人 / 市職員 1,041 人
→ 職員比率 約 20.2%

②予算規模

■予算規模

平成 21 年度教育委員会事務局予算額
一般会計 7,542,478,000 円
そのうち人件費を除く事業費の予算額
一般会計 7,032,031,000 円

■ 3 ■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

●コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の全市展開と充実

「三鷹市教育ビジョン」に基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校を全市レベルで推進し、すべての市立小・中学校において、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるようにします。コミュニティ・スクールの推進にあたっては、市民にとっての魅力ある市立学校となるために、学校が保護者、地域住民と協議しながら、自律的、主体的に学校運営を進めていきます。あわせて、小・中一貫教育校の教育的な成果や教育活動等の必要な情報が学校内はもとより、学校と保護者や地域住民の間で共有される体制をつくります。

●教育支援の充実

「三鷹市教育支援プラン」に基づき、教育支援の円滑な推進と教育支援学級の計画的な設置を進めます。平成20年度に作成したガイドラインに沿った個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成・活用が行われるよう、教育支援推進委員会を設置し、各校の具体的な取り組み状況を把握するとともに、教育支援の充実に向けた課題の検討を行います。

また、スクールソーシャルワーカーを配置して、教育と福祉、保健、医療等関係機関との密接な連携を進めます。

●安全で快適な教育環境の充実

学校施設の安全性を向上させ地域防災拠点とするため、校舎の建替えや耐震補強工事等を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や砂飛散防止等のため小・中学校の屋外運動場の芝生化等を推進します。

また、老朽化した給水管改修にあわせ、児童に安全でおいしい水の供給を図るため、小学校の水飲栓直結工事を行います。さらに、教員の

業務の効率化・情報セキュリティの向上を図るため、コンピュータ等の配置と教育ネットワークの環境整備に取り組み、学校・家庭・地域の情報共有の推進を図るとともに、地上デジタル放送への対応として、受信設備の改修や受信機器の整備を図ります。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

●生涯学習施策の充実

「みたか生涯学習プラン 2010」に基づいた生涯学習事業に引き続き取り組みます。中でも「武蔵野(野川流域)の水車経営農家」の整備や大沢二丁目古民家(仮称)の調査など地域文化財の保存・活用を図るためエコミュージアム事業を推進します。

また、「三鷹市子どもコミュニティ推進計画」に基づき、全小学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくり事業を推進するとともに、羽沢小学童保育所の校舎内移転のための設計、六小、南浦小学童保育所の平成22年度以降の指定管理者の選定など学童保育の充実に取り組みます。

●市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、「スポーツを生涯の友に」を目標に、豊かなスポーツライフを推進するために、地域スポーツ活動の振興と組織づくり、総合型地域スポーツクラブの拡充、指導者の養成と充実、施設の円滑な運営と整備の充実、大沢総合グラウンドの整備等に取り組みます。また、平成25年の第68回国民体育大会の開催に向けて競技団体や関係機関との調整を図り、準備委員会等の組織作りを進めるとともに広く市民への周知を行います。

なお、総合スポーツセンター(仮称)について

は、その建設地や施設のあり方及び民間活力の導入を含めた整備手法について検討を進めます。

また、「三鷹市都市再生ビジョン」の市民センター周辺の基本プランにおける「スポーツ・健康づくり拠点」として、スポーツ施設整備の可能性とあわせて、「総合スポーツセンター(仮称)」建設計画の見直しについても検討します。

●南部図書館(仮称)の整備と効率的な図書館の管理・運営

新川・中原地域に整備する予定の南部図書館(仮称)について、財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、特色ある地域図書館として計画期間内の整備に向けた基本プランの作成のための検討を進めます。

また、ICタグの効果的な活用を図り、市民の資料・情報の要望に迅速かつ的確に対応するサービスの向上を目指します。同時に、効率的な図書館の管理運営形態について引き続き見直しを行います。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の全市展開と充実(指導室)〈「施政方針」掲載事業〉

新学習指導要領に対応して全面改訂した三鷹市小・中一貫カリキュラムに基づき、義務教育9年間を通して、基礎・基本の確実な定着と個性・能力の伸長及び児童・生徒の健全育成を充実させ、人間力と社会力をはぐくむ教育の実現を目指します。また、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画する学校づくりを推進します。

3年間にわたる三鷹市立小・中一貫教育校「にしみたか学園」の実践と検証、連雀学園(第四小学校、第六小学校、南浦小学校、第一中学校)、東三鷹学園(第一小学校、北野小学校、第六中学校)、おおさわ学園(大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校)(平成20年度開園)の実践を踏まえ、平成21年度は、三鷹の森学園(第五小学校、高山小学校、第三中学校)、三鷹中央学園(第三小学校、第七小学校、第四中学校)を4月に、鷹南学園(中原小学校、東台小学校、第五中学校)を9月に小・中一貫教育校として開設します。

平成21年度に市内すべての学校が、小・中一貫教育校となることを踏まえ、各学園ごとに小・中一貫教育校としての学園運営や教育活動等について検証(評価)を実施していくとともに、

各小・中一貫教育校(学園)の特色ある教育活動等について保護者や地域住民はもとより市外にも呼びかけて市制施行60周年記念事業のイベントとして「プレ教育フォーラム(仮称)」を開催し、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育への一層の理解啓発を図ります。

(目標指標:「にしみたか学園」での小・中一貫教育校の実践と検証をもとに、市内すべての小・中学校で、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育校の全市展開と充実を図ります。)

■ 達成状況 ■

平成21年4月に、三鷹の森学園(第五小学校、高山小学校、第三中学校)、三鷹中央学園(第三小学校、第七小学校、第四中学校)を、同年9月に鷹南学園(中原小学校、東台小学校、第五中学校)を小・中一貫教育校として開設し、すべての市立小・中学校を小・中一貫教育校7学園として開園しました。また、各学園に設置されているコミュニティ・スクール委員会がそれぞれの学園運営や教育活動等について検証(評価)を実施しました。

平成22年1月に、市制施行60周年記念事業のイベントとして「三鷹教育改革フォーラム」を開催し、三鷹市の教育改革、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育について、市

民をはじめ多くの方々に情報を発信しました。

2 三鷹中央学園第三小学校の建替え(設計業務)(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

昭和 44 年(東校舎)、昭和 45 年(西校舎)に竣工し、老朽化の進んだ第三小学校校舎の建替えにより教育環境の整備を行い、児童及び教職員の安全性・快適性の向上を図るとともに、校舎の耐震性能の確保及び地域防災拠点としての安全性を高めます。平成 21 年度は、市民等による検討委員会を設置し、市民の幅広い意見の反映を図るとともに、子どもの要望を活かした新校舎の基本プランの作成、基本設計及び実施設計に取り組みます。

なお、建設期間中は既存校舎を使用し、新校舎竣工・引越し後、既存校舎の解体を行います。

(目標指標:新校舎の実実施設計業務を実施します。)

■ 達成状況 ■

三鷹中央学園第三小学校の建替事業は、校舎建て替え検討委員会及び保護者説明会を開催し、意見の反映を図りながら基本プランをまとめ、当初計画どおり校舎建て替え実施設計等業務に着手しました。

また、建替工事については、当初は3年度にまたがる工期を予定していましたが、2か年が限度とされる補助金を有効に活用するため、実施設計の中で工期の見直しを行い、平成 23 年度から 24 年度までの2年度で終了する工期設定としました。

3 鷹南学園第五中学校体育館の建替え(設計業務)(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

昭和 39 年に竣工し、老朽化の進んだ第五中学校体育館の建替えにより教育環境の整備を行い、耐震性能の確保及び地域防災拠点としての安全性を高めます。平成 21 年度は、新体育館の実実施設計を行うとともに、既存体育館の解体工事への着手及び仮設体育館の設置準備に

取り組みます。

なお、建設期間中は、学校敷地内に仮設体育館を設置し、建替え工事期間中の教育活動への影響の低減を図ります。

(目標指標:新体育館の実実施設計業務を実施するとともに、既存体育館解体工事の着手及び仮設体育館の設置準備に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

鷹南学園第五中学校体育館の建替事業については、当初計画どおり、体育館建替工事実施設計業務を完了しました。また、既存体育館解体工事は契約締結及び工事着手を行い、仮設体育館賃貸借は契約締結及び設計・工事に着手しました。

さらに、平成 22 年度に実施する事業の補助金の確保に向けて、国や都と慎重な協議を進めました。

4 鷹南学園東台小学校の建替え(建設工事)(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

東台小学校建替えにより教育環境の整備を行い、児童及び教職員の安全性・快適性の向上を図るとともに、校舎の耐震性能の確保及び地域防災拠点としての安全性を高めます。平成 21 年度は、既存校舎解体工事を完了させるとともに、平成 22 年度末の竣工を目指して校舎の新築工事に取り組みます。

(目標指標:既存校舎解体工事の完了及び新校舎建設工事を実施します。)

■ 達成状況 ■

鷹南学園東台小学校の建替事業については、当初計画どおり既存校舎解体工事を平成 21 年 7 月に完了しました。

既存校舎解体工事後、平成 23 年3月竣工を目指し、校舎の新築工事に着手し、順調に工事を進めました。

5 学校耐震補強工事の実施(総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

学校施設の耐震性能の確保及び地域防災拠

点としての安全性を高めるため、第七小学校、大沢台小学校、第一中学校及び第五中学校校舎並びに東台小学校体育館の耐震補強工事を実施します。また、羽沢小学校校舎及び体育館の耐震補強工事に向けた実施設計業務を行います。

(目標指標:平成 21 年度に全校耐震化率 84.3%を目指します。)

■ 達成状況 ■

第七小学校(第二期工事)・大沢台小学校(第二期工事)・第一中学校(第一期工事)及び第五中学校(第一期工事)の校舎並びに東台小学校体育館の耐震補強工事を実施しました。また、羽沢小学校の校舎及び体育館の耐震補強実施設計を完了しました。

(達成状況:平成 21 年度末の全校耐震化率 84.3% ※耐震化率については、平成 21 年度「各部の運営方針と目標」策定時に目標指標を 84.81%と公表しましたが、国基準による数値算出方法の見直しを行い 84.81%に相当する目標指標 84.3%に修正しました。)

6 大沢総合グラウンド整備事業

(スポーツ振興課)〈「施政方針」掲載事業〉

昭和 51 年に暫定スポーツ施設として開場した大沢総合グラウンドについて、東京都の公園整備計画に基づき、三鷹市では「サッカー兼ラグビー場」、「野球・ソフトボール場」、「管理棟」の整備工事を行います。

また、整備期間中の代替施設の円滑な運用を図るとともに、引き続き施設の確保に努めます。さらに、スポーツ団体が有料の体育施設を使用した場合の補助金交付制度を整備します。

(目標指標:スポーツ施設及び管理棟の整備工事を実施し、年度内完了を目指します。また、工事期間中の代替施設の円滑な運用を図ります。)

■ 達成状況 ■

スポーツ施設や管理棟の整備工事は 3 月で完了し、予定どおり 4 月にオープンしま

した。また、整備期間中の代替施設の円滑な運用を図り、スポーツ団体が有料の体育施設を使用した場合の補助金交付制度の普及活動に努めました。

7 地上デジタル放送の利活用(総務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

平成 23 年 7 月に予定されている地上デジタル放送への完全移行に対応するため、小・中学校に地上デジタル放送対応の TV 装置等を配置するとともに、受信設備(アンテナ等)の改修を行います。

また、学校施設(第七小学校・第七中学校)及び教育センターの建物による電波受信障害対策として設置した周辺家庭への共同受信設備について、地上デジタル放送に対応するための改修を行います。

(目標指標:小・中学校への地上デジタル放送対応 TV 装置等の配置(2 年事業:平成 21 年度は 11 校)及び対応が必要な全小・中学校(19 校)の受信設備の改修を行います。また、電波受信障害地域の地上デジタル放送受信対策を行います。)

■ 達成状況 ■

当初 2 年での整備を計画していた小・中学校への地上デジタル放送対応 TV 装置等の配置について、国の補助制度を活用することで、平成 21 年度中に全校への配置を完了しました。あわせて、受信設備(アンテナ等)の改修も完了しました。

また、学校施設及び教育センターの建物による電波受信障害対策については、地上デジタル放送受信対策を実施し、受信不可地域への対応を完了しました。

8 学校校庭の芝生化事業の推進

(総務課)

ヒートアイランド現象の緩和や砂飛散防止を図るとともに、環境への負荷の少ない快適な学校環境を創出するため、校庭芝生化等の施設

整備を実施します。校庭の芝生化にあたっては、学校と地域の協働による維持管理組織を設立するとともに、都補助金の活用を図ります。(目標指標:北野小学校の校庭芝生化工事を実施します。また、第六中学校の校庭芝生化に向けた実施設計業務を実施します。)

■ 達成状況 ■

学校校庭の芝生化工事については、平成 21 年9月末に北野小学校の校庭芝生化整備を完了し、同月から維持管理組織を中心とした芝生の維持管理を開始しました。また、第六中学校については、当初計画どおり実施設計を完了しました。

さらに、校庭芝生化工事の効果を把握するため、第一小学校では4月より、北野小学校では10月より気温及び湿度の観測を開始しました。

9 学校給食の充実と効率的運営(学務課) 〈「施政方針」掲載事業〉

学校給食の充実と効率的運営を図るため、引き続き学校給食による食育の推進と調理施設・設備のドライ化などの改善を行うとともに、調理業務の民間委託の拡大を推進するため、平成 22 年4月から委託を実施する対象校の検討・決定をします。

また、委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」において課題の把握と改善に向けた検討を行い、学校給食の充実と円滑な運営を図ります。

(目標指標:平成 22 年度から新たに1校での委託を検討し、委託校を計6校とします。)

■ 達成状況 ■

平成 22 年4月から新たに委託を開始する1校の検討を行い、中原小学校に決定しました。委託事業者の選定方法としては、一般公募型プロポーザル方式を採用しました。この結果、第六小学校、南浦小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校に加えて6校目の自校方式による学校給食調理業務の民間委託化を実施しました。

また、平成 21 年度から給食調理業務委託を開始した第六小学校においても学校給食運営協議会を設置し、学校給食の充実と円滑な運営を図っています。

10 教育支援プランの推進と教育支援学級の整備等(学務課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市教育ビジョン、三鷹市教育支援プランに基づき、小・中学校及び幼稚園・保育園における幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズにあった支援を引き続き推進します。個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成、活用のために、学校管理職、教員等への研修・講習会を実施し、児童・生徒の保護者、市民への理解・啓発も継続するとともに、教育支援推進委員会を設置し、各校の教育支援プラン達成状況の把握と課題の検討を行います。

また、平成 20 年度に引き続き、スクールソーシャルワーカーを1人配置し、家庭支援が必要な児童・生徒に対する支援を、福祉、保健、医療等関係機関と連携しながら行います。

あわせて、教育支援学級の大規模化解消のため、平成 22 年4月に北野小学校に教育支援学級(通級制)を開設するため、2学級規模の整備と施設改修を行います。

(目標指標:「教育支援プラン」に基づき、教育支援推進委員会を設置するなど推進体制を整備するとともに、平成 22 年4月に北野小学校に教育支援学級(通級制)を開設するため、2学級規模の整備と施設改修を行います。)

■ 達成状況 ■

三鷹市教育支援プランを円滑に推進するため、教育支援推進委員会を設置し、教育支援の推進状況を検証しました。また、平成 20 年度に作成した「個別指導計画・個別の教育支援計画」のガイドラインを浸透させるために、校長、副校長、主幹教諭等への研修会を実施したほか、小・中学校全 22 校で教育支援プラン校内推進研修会を実施しました。また、教育支援コーディネーター、教育支援学級教員

等への夏季研修には延べ603人の参加がありました。

また、スクールソーシャルワーカーにより、学校だけでは支援が難しかった家庭支援が必要な児童・生徒に対して、福祉、保健、医療等関係機関と連携した支援を行うことができました。

さらに、平成22年4月に、計画どおり北野小学校に教育支援学級(通級制・情緒障がい)3学級を開設しました。

11 総合スポーツセンター(仮称)の建設の検討(総合スポーツセンター建設準備室)

健康・長寿社会の実現を目指して、民間を含めた市内のスポーツ施設や医療・保健機関等との連携を図りながら、スポーツを中心とした総合的な健康づくりの推進の拠点となる「総合スポーツセンター(仮称)」の建設準備を進めます。

また、「三鷹市都市再生ビジョン」の市民センター周辺の基本プランにおける「スポーツ・健康づくり拠点」として、スポーツ施設整備の可能性とあわせて、「総合スポーツセンター(仮称)」建設計画の見直しについても検討します。

(目標指標:市民センター周辺の基本プラン検討にあわせて「総合スポーツセンター(仮称)」建設計画の見直しについても検討します。)

■ 達成状況 ■

市長部局と連携し、市民センター周辺地区再生推進チームの検討部会・作業部会、推進部会の検討に加わり、総合スポーツセンター(仮称)に代わる健康・スポーツの拠点施設の整備推進のために取り組みました。「市民センター周辺地区整備基本プラン」の策定に向け、体育協会、体育指導委員協議会、スポーツ振興審議会など関係団体等への説明、ヒアリング等を行いました。基本プランは、パブリックコメントを経て平成22年3月に策定され、健康・スポーツの拠点施設を含む事業化の方向性を示すことができました。

12 南部図書館(仮称)の整備に向けた検討(図書館)「施政方針」掲載事業

財団法人アジア・アフリカ文化財団(以下「AA財団」と)との協働により、南部図書館(仮称)の整備について基本プラン作成に向けて引き続き検討を進めます。具体的には、AA財団との合意後に市民検討会議を立ち上げ、南部図書館(仮称)の整備に向けた施設、機能、管理運営形態、図書館サービスのあり方等新しい図書館づくりに向けた基本プラン作成の検討を進めます。

(目標指標:南部図書館(仮称)について、計画期間内の整備に向けた基本プラン作成の検討に取り組みます。)

■ 達成状況 ■

南部図書館(仮称)の整備に向けた検討については、基本プランの作成には至らなかったものの、平成21年度にAA財団の公益法人認定に向けた方向性が出されるなど、平成22年度以降につながる協議を行いました。

今後も引き続き、AA財団及び市と情報交換を密にしつつ、基本プランの作成に向けた検討を進めていきます。